

# 第 2 次南相馬市環境基本計画（素案）

平成 28 年 12 月  
南相馬市



# はじめに

---

南相馬市では、平成 20 年に南相馬市環境基本計画を策定し、「すべての人々の協力と働きかけによって豊かな自然を守り、環境への負荷を減らしつつ、将来にわたって恵み豊かな自然環境とふれあえる健康で文化的なまち」を望ましい環境像として掲げ、先人たちによって大切に守られ、受け継がれてきた海、里山、山林の恵まれた自然環境を私たちが適切に保全し、後世に引き継ぐべく取り組んできました。

しかし、近年の顕著な異常気象の要因のひとつとされる地球温暖化や、アジア諸国のグローバル化、人口減少社会の到来などの社会情勢や地球規模の環境の変化に加え、都市化の進展による緑の減少や、騒音・振動やごみ問題など生活環境に関わる身近な問題まで、私たちをとりまく環境問題は、以前にも増して複雑・多様化しています。

それに加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の地震と津波により、本市の自然環境は甚大な被害を受けただけでなく、震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が大気中に放出され、これまで培ってきた南相馬市の豊かな自然環境と生活環境は大きな被害を受けました。

こうした背景を踏まえ、市を取り巻く環境が南相馬市環境基本計画を策定した当時の状況から大きく変化し、望ましい環境像を実現するために取り組む環境目標にかい離が生じていることから、今回、新たに第 2 次南相馬市環境基本計画を策定しました。

この計画では、新しい南相馬市の環境に関する将来像と施策の基本方向を明らかにするために、平成 29 年度が最終年度にあたる現行の南相馬市環境基本計画の成果を検証し、加えて環境の変化や市民・事業者アンケートの結果をもとに現状と課題を抽出し、解決のための取り組むべき方向を明らかにしました。それらを踏まえ、「**健全で恵み豊かな環境をみんなのちからで再生し、将来に引き継いでいくまち南相馬市**」を望ましい環境像とし、7 つの環境目標を定め、それを実現するための施策と指標及び実施主体について定めています。計画の進行管理については、PDCA マネジメントサイクルにより、着実な計画の遂行による南相馬市の豊かな自然環境・生活環境の再生と創造をすすめていきます。

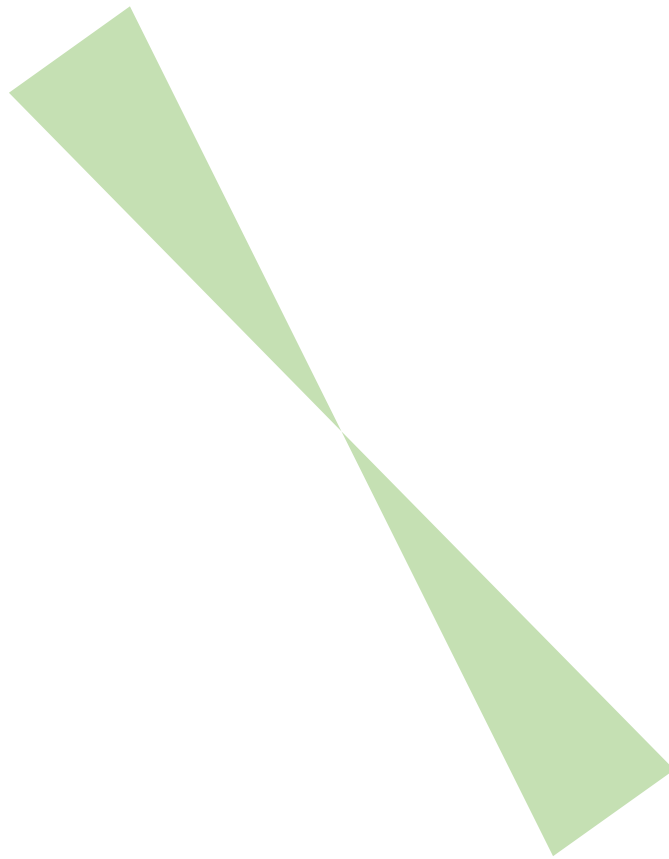
# 目 次

第 1 章 計画策定の基本事項 .....	2
1 第 2 次環境基本計画策定の背景 .....	2
2 第 2 次環境基本計画の目的と位置づけ .....	4
3 計画の期間及び目標年度 .....	7
4 計画の構成 .....	8
第 2 章 本市の特性 .....	10
1 本市の概況 .....	10
2 人口 .....	13
3 産業 .....	15
第 3 章 市民・事業者の意向 .....	18
1 市民・事業者アンケート .....	18
第 4 章 南相馬市環境基本計画の成果と課題、方向性 .....	30
1 放射線対策 .....	30
2 自然環境 .....	31
3 都市環境 .....	32
4 生活環境 .....	33
5 地球環境 .....	35
6 文化の継承 .....	36
7 すべての人々の協力と働きかけ .....	37
第 5 章 望ましい環境像 .....	39
第 6 章 環境目標と施策の展開 .....	41
環境目標 1 放射線対策の推進 .....	41
環境施策 1-1 環境回復活動の推進 .....	41
環境施策 1-2 市民の心身の不安の軽減 .....	42
環境目標 2 豊かな自然の再生と創造 .....	45
環境施策 2-1 緑の保全と創造 .....	45
環境施策 2-2 生物多様性の確保 .....	47
環境施策 2-3 水辺環境の復元と創造 .....	49

環境施策 2-4 農地の再生と創造.....	51
環境施策 2-5 自然との触れ合いの場の創出 .....	53
環境目標 3 快適で環境にやさしい都市環境の創造.....	55
環境施策 3-1 公園等の拡充.....	55
環境施策 3-2 景観の保全 .....	57
環境施策 3-3 空き家対策.....	59
環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全.....	60
環境施策 4-1 大気環境の保全 .....	60
環境施策 4-2 騒音・振動対策.....	63
環境施策 4-3 水環境と水循環の保全.....	65
環境施策 4-4 化学物質の安全対策・土壌汚染対策.....	68
環境施策 4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進.....	70
環境目標 5 地球環境や地球温暖化を考え地域で行動する .....	74
環境施策 5-1 省エネルギーの推進.....	74
環境施策 5-2 再生可能エネルギーの導入 .....	77
環境目標 6 自然環境とともに形成された文化の継承.....	78
環境施策 6-1 歴史的文化的環境の保全 .....	78
環境目標 7 みんなで環境を創りなおす.....	80
環境施策 7-1 環境教育と情報提供.....	80
環境施策 7-2 市・市民・事業者による環境保全活動の推進.....	82
施策体系 .....	87
第7章 計画の進行管理.....	90
1 計画の進行管理.....	90
2 計画の推進の組織体制.....	91
3 計画の見直し.....	91
参考資料.....	92



# 第 1 章



# 第 1 章 計画策定の基本事項

## 1 第 2 次環境基本計画策定の背景

人口減少社会の到来により、日本全体が転換期を迎えています。今後の環境施策を進めるにあたり、社会情勢の変化とともに、時代の潮流を見据えて、的確な取組を推進していく必要があります。

### (1) 人口減少社会の到来と地方創生、一億総活躍社会の取り組みスタート

わが国の人口は、2008(平成 20)年をピークに人口減少社会に移行しています。

本市の人口も、1995(平成 7)年以降、減少が続いています。市では人口減少対策への将来の方向性として、「南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後の中長期的な人口推移が与える様々な影響について分析するとともに、人口に関する認識を市民と共有し、目指すべき将来の方向と人口展望を示しています。人口の将来展望は、2015(平成 27)年の 53,636 人から 25 年後の 2040(平成 52)年は 45,550 人程度としています。また、3つの基本目標として「若い世代の定住の促進」、「未来を担う人を育む環境の充実」、「地域の絆づくりと安心生活の再生」を掲げ、市内に「しごと」と「ひと」の好循環を生み出すための取り組みを着実に進めていくこととしています。

国は、少子高齢化等の日本の構造的な問題に真正面から挑み、日本の未来を切り開く新たな国づくりとして「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その実現のために、「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の目標に向けて「新・三本の矢」として取り組むことがスタートしました。

「一億総活躍」が意味するところは、「一人ひとりの日本人、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って、充実した生活を送ることができること」がふさわしく、「活躍」という言葉には、「充実した生活を送る」ことが含まれています。

また、一億総活躍社会を実現するためには、国による環境整備の取り組みだけでは限界があります。本市でも、多様な生活課題について、市、市民、事業者との連携のもと、広く地域の中で受け止める共助の取り組みを進めるとともに、市、市民、事業者の各主体が、経済社会の担い手として新たな行動に踏み出すことが期待されています。

政策人口を含み、合計特殊出生率が上昇した場合をベースに実施

### (2) 安全性の確保に対する住民意識の一層の高まり

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が環境中に放出(以下、「原子力災害」)されました。これにより、福島第一原子力発電所から近距離の南相馬市は、原子力災害を広範囲で受けました。社会・経済活動の制限や風評被害等に直面し、多くの市民が市外へ避難する事態に陥りました。現在においても市内の人口は震災前の 7 割程度までしか回復せず、特に子育て世代の流出により、急速な高齢化の進行と生産



年齢人口の著しい減少を招くとともに、医療・介護施設をはじめ、市内事業所におけるスタッフ不足が復興を妨げる要因となっています。

また、集中豪雨や水害等の自然災害への備え、そして日常生活における交通安全や防犯等、安全性の確保は、生活の安全・安心の基本となる極めて重要な要素です。さらに、感染症や食の安全性への緊急な事象も忘れてはなりません。健康や安全の確保に対する住民意識の一層の高まりへの対応が必要となっています。

### (3) 低炭素・循環型社会の形成に向けて

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) に参加した 195 か国の代表が温室効果ガスの削減と、本格的なエネルギーシフトに向けた画期的な協定に合意しました。また、モントリオール議定書の締約国会議において、エアコンや冷蔵庫の冷媒に使う代替フロン生産量を段階的に規制することを盛り込んだ改定案が採択されました。

国は、2016(平成 28)年 11 月に国会承認した「地球温暖化対策計画」において、国の温暖化ガスの排出量を 2030(平成 42)年度に 2013(平成 25)年度比で 26%削減する目標を掲げています。

このように、地球環境問題への対応、身近な地域環境問題への関心は一層高まってきており、持続的発展が可能な低炭素・循環型社会の形成に向けた取り組みが一層必要となっています。

本市の二酸化炭素排出量は、2012(平成 24)年度時点で 483 千トンであり、基準年である 1990(平成 2)年の 510 千トンから 5.2%削減となっている一方で、この 30 年間で 8 月の日平均気温が約 0.6 上昇するなど、温暖化の傾向がみられます。市は、「旧原町市地球温暖化対策推進実行計画」を 2007(平成 19)年に策定し、市、市民、事業者それぞれが担うべき役割や協働の取り組みを示しています。

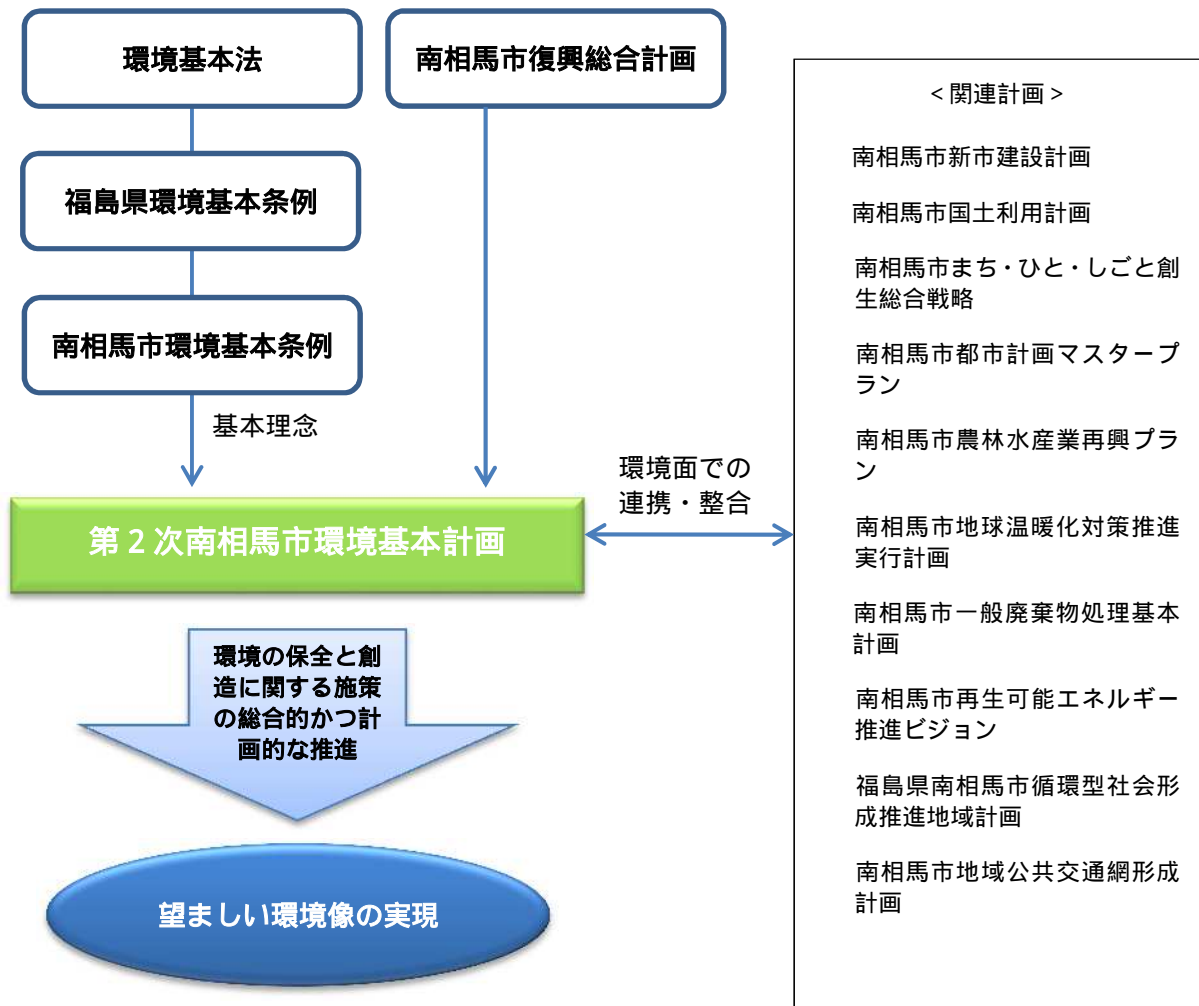
## 2 第2次環境基本計画の目的と位置づけ

### (1) 計画の目的と位置づけ

「第2次環境基本計画」は、東日本大震災による未曾有の地震と大津波及び東京電力福島第一原子力発電事故による原子力災害（以下、「震災」という。）で大きな被害を受けた本市の自然環境・生活環境を再生・創造し、南相馬市環境基本条例（平成18年1月1日南相馬市条例第124号）で定める3つの基本理念を具現化するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

「環境施策」に関しては、その成果を示す「環境指標」を定め、これに基づき目標管理を行います。また、「環境施策」や「主要施策」を横断的に捉え、各取り組みの連携を図りながら推進します。

図表 計画の位置づけ



南相馬市環境基本条例第3条（基本理念）

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者の協力と働きかけによって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

南相馬市環境基本条例第8条（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定める。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
  - （1） 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
  - （2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、南相馬市環境審議会の意見を聴かななければならない。

平成18年1月1日施行

## (2) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境は、私たちの生活に密接に関わる身近な環境から、地球規模の環境までの範囲とします。

### 計画の対象とする環境の範囲

#### 自然環境

植物、動物、生態系、水辺環境、地形・地質、農地 等

#### 生活環境

大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、地下水、悪臭、廃棄物・リサイクル、化学物質、放射性物質 等

#### 都市環境

交通、公園・緑地、景観、観光、防災、防犯、空き家 等

#### 歴史・文化環境

歴史的・文化的環境、文化財 等

#### 地球環境

地球温暖化（二酸化炭素排出量等）、オゾン層の破壊に関する事項、資源・再生エネルギー 等

#### 環境活動

環境学習、環境普及啓発及び活動推進 等

## (3) 計画の対象とする地域

本計画の対象とする地域は、市内全域の398.5km<sup>2</sup>(小高区91.95km<sup>2</sup>、鹿島区108.06km<sup>2</sup>、原町区198.49km<sup>2</sup>)とします。ただし、地球環境問題など、本市だけで解決できない分野については、広域的に捉えて対応します。

### 3 計画の期間及び目標年度

上位計画である南相馬市復興総合計画の見直しを踏まえるとともに、個別関連計画と整合を図った見直しが望ましいため、計画期間は、平成 29 (2017) 年度から平成 36 (2024) 年度までの 8 年間とし、計画の目標年度は、計画の期間の最終年度に当たる平成 36 (2024) 年度とします。

また、中間目標を平成 32 (2020) 年度としますが、社会状況や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間

計画の目標年度	
中間目標	計画目標
平成 32 (2020) 年度	平成 36 (2024) 年度

図表 主な上位・関連計画の計画期間

計画名	策定年月	計画期間											
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
南相馬市復興総合計画	H27.3	基本構想：長期的な展望 H36(2024)まで 前期(H27～31年度) 後期(H32～36年度)											
南相馬市国土利用計画	H27.11	H36(2024)年度まで											
南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H28.2	H31(2019)年度まで											
南相馬市新市建設計画	H28.3改訂	H37(2025)年度まで											
南相馬市一般廃棄物処理基本計画	H28.3	H37(2025)年度まで											
南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン	H24.10	H32(2020)年度まで											
福島県南相馬市循環型社会形成推進地域計画	H26.1	H30(2018)年度まで											
南相馬市地域公共交通網形成計画	H28.7	1stステップ：H29(2017)年度まで 2stステップ：H31(2020)年度まで											
南相馬市環境基本計画	H29.3	H36(2024)年度まで											

## 4 計画の構成

### 第1章 計画策定の基本的事項

- 1 第2次環境基本計画策定の背景
- 2 第2次環境基本計画の目的と位置づけ
- 3 計画期間及び目標年度
- 4 計画の構成

### 第2章 本市の特性

### 第3章 市民・事業者の意向

### 第4章 南相馬市環境基本計画の成果と課題、方向性

- 1 放射線対策
- 2 自然環境
- 3 都市環境
- 4 生活環境
- 5 地球環境
- 6 文化の継承
- 7 すべての人々の協力と働きかけ

### 第5章 望ましい環境像

- 1 望ましい環境像

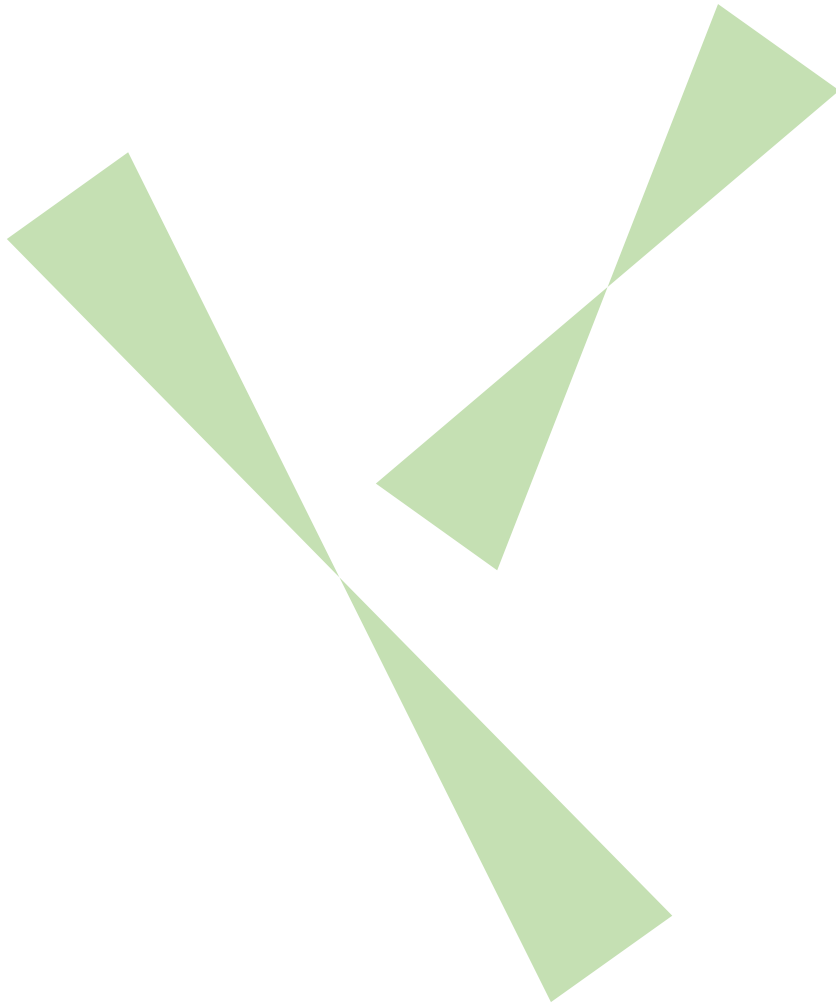
### 第6章 環境目標と環境施策の展開

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 環境目標 1 | 放射線対策の推進             |
| 環境目標 2 | 豊かな自然の再生と創造          |
| 環境目標 3 | 快適で環境にやさしい都市環境の創造    |
| 環境目標 4 | 安全で安心な生活環境の保全        |
| 環境目標 5 | 地球環境や地球温暖化を考え地域で行動する |
| 環境目標 6 | 自然環境とともに形成された文化の継承   |
| 環境目標 7 | みんなで環境を創りなおす         |

### 第7章 計画の進行管理

- 1 計画の進行管理
- 2 計画推進の組織体制
- 3 計画の見直し

# 第 2 章



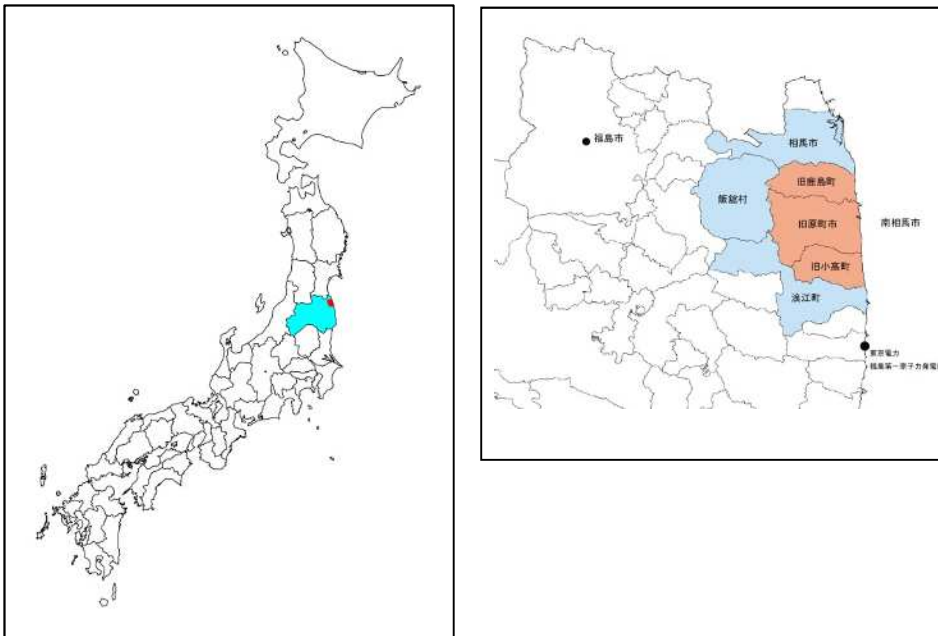
## 第 2 章 本市の特性

### 1 本市の概況

#### ( 1 ) 本市の成り立ち

現在の南相馬市は、平成 18 年 1 月 1 日に旧小高町（現小高区）、旧鹿島町（現鹿島区）、旧原町市（現原町区）の 1 市 2 町が合併し、誕生しました。面積は 398.5 km<sup>2</sup> で、福島県 13,782.48km<sup>2</sup> の 2.9% を占めています。

図表 南相馬市の位置図



#### ( 2 ) 地勢

福島県浜通り地方の北部(相双地方)に位置しており、市の東側は太平洋に面し、海岸線の延長は約 20km となっています。

また、阿武隈高地の一角に位置しており、市の西側には八森山、八丈石山、国見山などがそびえています。河川は新田川、真野川、小高川、宮田川、太田川、水無川などが西の山地から東の太平洋に注いでいます。

東京との距離は 292km と比較的近く、いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間にあり、北は相馬市、南は双葉郡浪江町、西は相馬郡飯舘村と接し、隣接町村とは、山によって分断されています。



### (3) 気象

#### ア) 気温

太平洋側の気候である南相馬市は、梅雨の時期と秋に雨が多く、夏も海からの涼しい風が吹くため、それほど気温が上がりません。

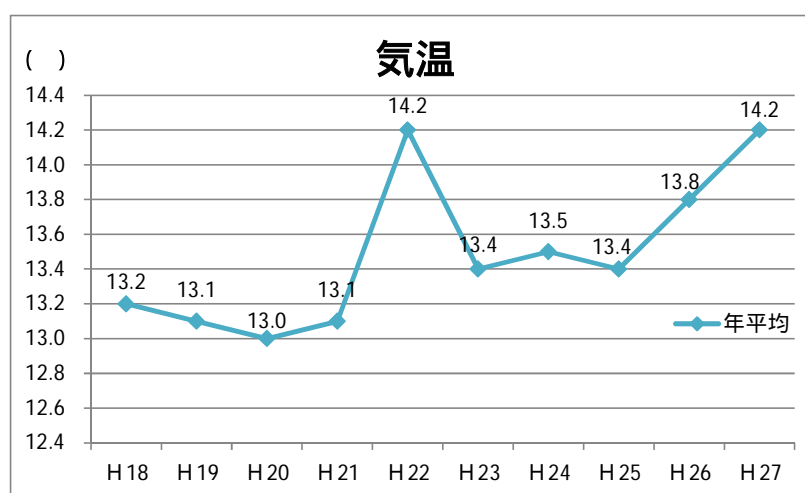
図表 南相馬市の気温

(単位: )

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
4	9.5	9.8	10.9	11.7	8.6	-	10.5	10.8	11.5	12.4
5	16.0	15.9	15.0	16.8	14.8	-	15.9	15.1	17.1	18.7
6	19.4	19.8	18.3	19.4	20.6	21.6	18.2	19.1	20.6	20.5
7	21.7	21.0	23.2	22.9	25.4	25.1	23.4	22.7	24.1	25.0
8	24.7	26.1	23.1	22.9	28.0	25.6	26.9	25.9	24.8	24.5
9	20.4	22.6	20.8	19.7	22.2	22.9	24.4	22.0	21.1	20.9
10	15.9	16.0	16.2	15.8	16.8	16.6	16.5	17.1	16.5	16.5
11	10.4	9.7	9.8	10.5	10.9	10.9	10.2	10.3	10.9	11.2
12	5.7	5.6	6.1	5.8	7.1	4.1	4.2	5.6	4.1	6.2
1	3.9	2.1	3.3	3.5	1.6	1.2	1.7	3.0	3.3	3.0
2	4.4	2.1	3.8	2.5	4.2	1.3	2.2	2.3	3.7	4.1
3	6.1	6.7	6.0	5.5	3.5	5.1	7.5	6.5	7.5	7.1
年平均	13.2	13.1	13.0	13.1	14.2	13.4	13.5	13.4	13.8	14.2

測定場所：原町区仲町児童センター

資料：南相馬市の環境（平成19年版～平成28年版）



イ) 降水量

太平洋側の気候であるため、梅雨の時期と秋に雨が多く、冬は、雪がほとんど降りません。

図表 南相馬市の降水量

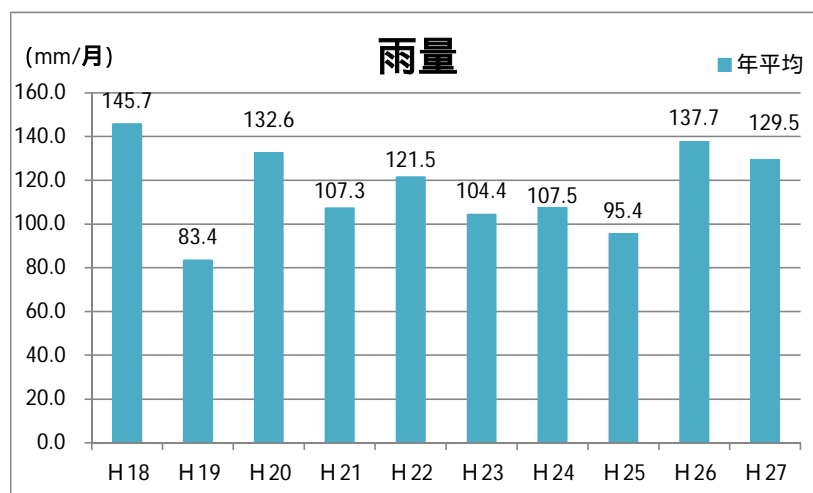
(単位：mm/月)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
4	46.5	80.0	328.0	133.5	191.0	57.5	44.0	140.0	141.0	111.0
5	72.5	102.0	106.0	57.0	116.5	143.5	244.5	37.0	110.5	50.0
6	206.0	101.5	108.0	94.5	170.5	96.5	140.5	138.0	238.0	96.0
7	246.0	371.5	70.0	91.5	112.5	298.0	148.0	141.0	163.5	160.5
8	27.5	98.5	443.5	196.5	16.5	62.5	28.5	76.5	234.5	194.5
9	319.5	93.0	96.5	15.5	294.0	291.0	204.0	153.5	39.0	503.5
10	563.5	42.0	153.5	333.0	155.0	126.5	217.0	347.0	348.0	4.0
11	104.5	0.0	64.0	195.0	52.0	38.5	36.0	14.5	69.5	172.5
12	100.5	38.5	36.0	63.5	170.0	36.0	36.5	58.0	31.0	37.0
1	22.5	9.5	112.0	2.0	1.0	5.0	23.0	22.0	17.5	41.0
2	23.0	23.5	35.5	28.5	58.0	68.0	43.0	13.0	113.5	29.0
3	16.0	40.5	38.5	77.5	-	30.0	124.5	4.5	146.0	155.0
年平均	145.7	83.4	132.6	107.3	121.5	104.4	107.5	95.4	137.7	129.5

測定場所：原町区仲町児童センター（ただし、平成23年度以降は福島県原町観測所）

資料：南相馬市の環境（平成19年版～平成28年版）

気象庁 気象データ（福島県原町）



## 2 人口

### (1) 人口

#### ア) 総人口

本市の人口は、1995(平成7)年をピークに、近年は減少傾向で、現在の人口は、62,312人(2016(平成28)年10月1日現在)となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計の2013(平成25)年3月推計値によると、平成52(2040)年の人口は38,024人まで減少の見込みです。

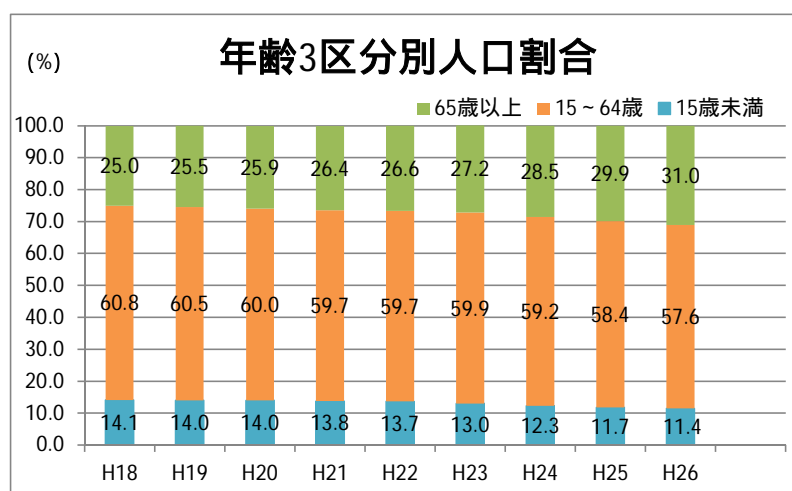
#### イ) 年齢3区分別人口

年齢3区分での人口は、65歳以上が平成18年から平成26年において6.0%上昇し、15歳未満が約3.0%減少しています。

図表 南相馬市の人口と年齢3区分別人口割合

	人 口 (人)			年齢3区分別人口割合 (%)		
	総 数	男	女	15歳未満	15～64歳	65歳以上
H18	72,364	34,914	37,450	14.1	60.8	25.0
H19	71,816	34,734	37,082	14.0	60.5	25.5
H20	71,296	34,465	36,831	14.0	60.0	25.9
H21	70,971	34,328	36,643	13.8	59.7	26.4
H22	70,878	34,450	36,428	13.7	59.7	26.6
H23	66,542	32,418	34,124	13.0	59.9	27.2
H24	65,102	31,712	33,390	12.3	59.2	28.5
H25	64,144	31,320	32,824	11.7	58.4	29.9
H26	63,653	31,254	32,399	11.4	57.6	31.0
H27	63,121	-	-	-	-	-

資料：福島県 統計年鑑(第122回～第130回)  
南相馬市の環境(平成28年版)



### ウ) 人口動態

東日本大震災の被害及び原子力災害により、南相馬市内から、市外または県外への転出を余儀なくされた市民も多く、転出超過が続いています。

図表 南相馬市の人口動態

	人 口 動 態					
	出 生	死 亡	自然増減	転 入	転 出	社会増減
H18	608	742	-134	1,949	2,301	-352
H19	646	806	-160	1,765	2,137	-372
H20	606	844	-238	1,820	2,187	-367
H21	603	801	-198	1,947	1,951	-4
H22	579	817	-238	1,742	2,001	-259
H23	513	1,539	-1,026	1,377	5,038	-3,661
H24	321	713	-392	1,264	2,214	-950
H25	371	771	-400	1,556	2,024	-468
H26	399	776	-377	1,971	2,005	-34
H27	-	-	-	-	-	-

資料：福島県 統計年鑑（第122回～第130回）

### 3 産業

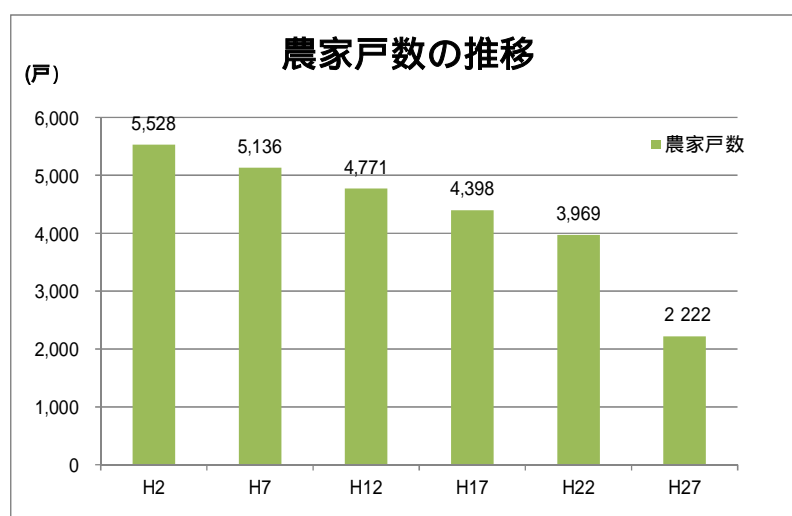
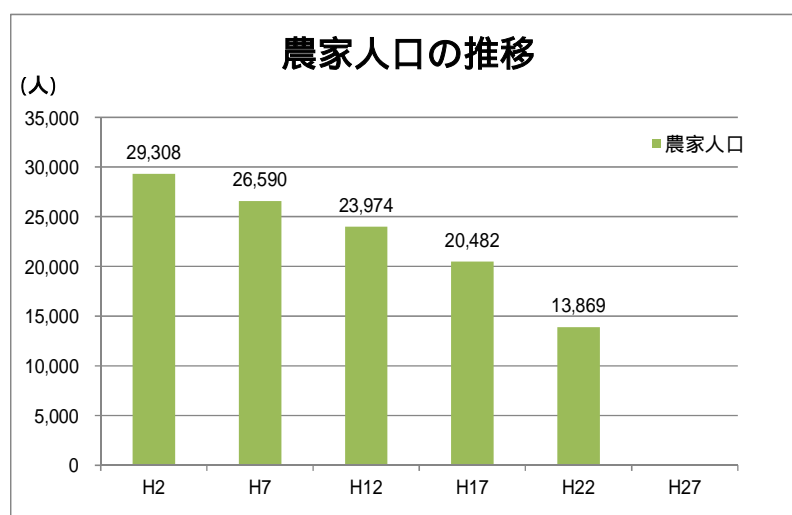
#### (1) 農業

農家人口及び農家戸数は、1990(平成2)年から2010(平成22)年の20年間で、半数以下となっています。また、東日本大震災や原子力災害の影響等から2010(平成22)年から2015(平成27)年にかけて大きく減少しています。

図表 南相馬市の農家人口、農家戸数

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
農家人口(人)	29,308	26,590	23,974	20,482	13,869	-
農家戸数(戸)	5,528	5,136	4,771	4,398	3,969	2,222

資料：福島県 統計年鑑(第122回～第130回)  
生活環境課提供資料(南相馬市の農林水産業の現状)



## (2) 工業

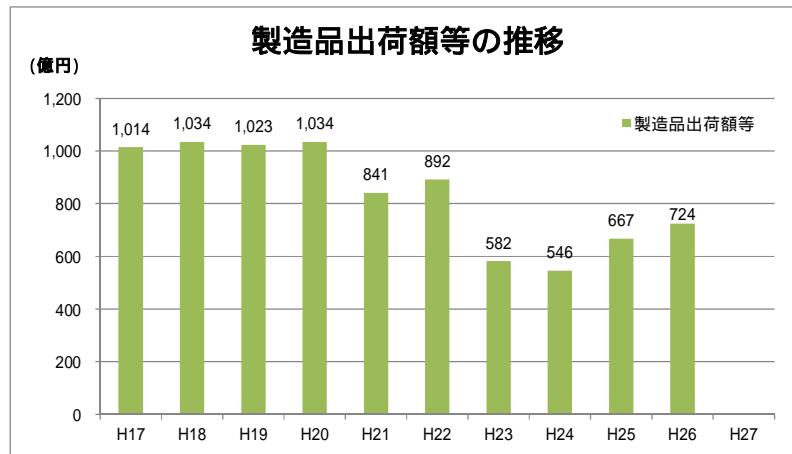
事業所数及び従業者数は、2012(平成24)年に大きく減少し、その後回復傾向にあります。これは東日本大震災が影響していると考えられます。

また、製造品出荷額等についても、同様の傾向を示しています。

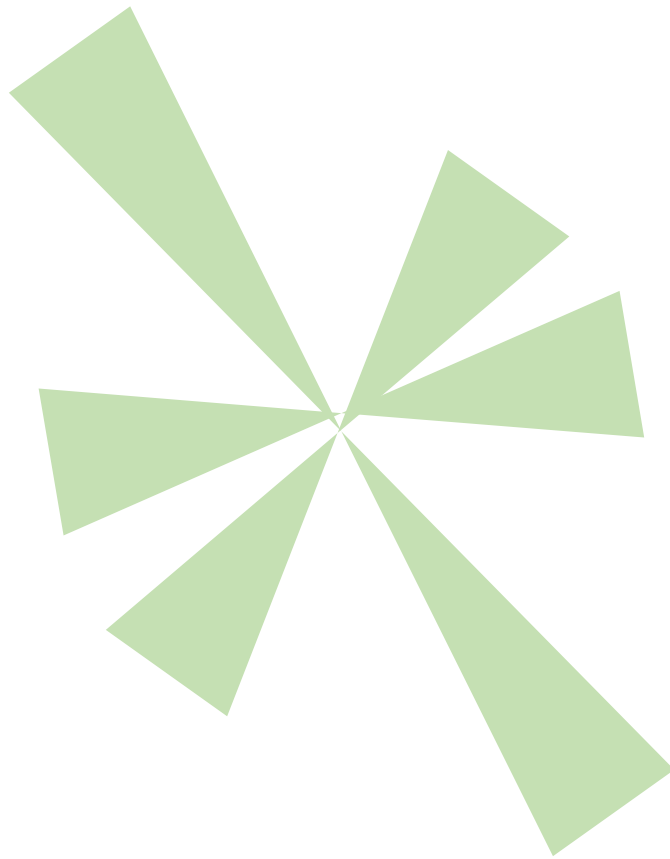
図表 南相馬市の事業所数、従業者数、製造品出荷額

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等(万)
H17	248	6,047	10,137,258
H18	239	6,017	10,338,382
H19	238	6,116	10,226,989
H20	242	6,020	10,388,005
H21	213	5,463	8,409,492
H22	202	5,471	8,922,451
H23	127	3,543	5,824,437
H24	141	3,783	5,464,909
H25	150	3,952	6,665,851
H26	151	3,999	7,240,764
H27			

資料：福島県 統計年鑑(第121回～第130回)  
経済産業省 工業統計調査(平成26年)



# 第 3 章



## 第3章 市民・事業者の意向

### 1 市民・事業者アンケート

#### (1) 市民の環境問題への考え方

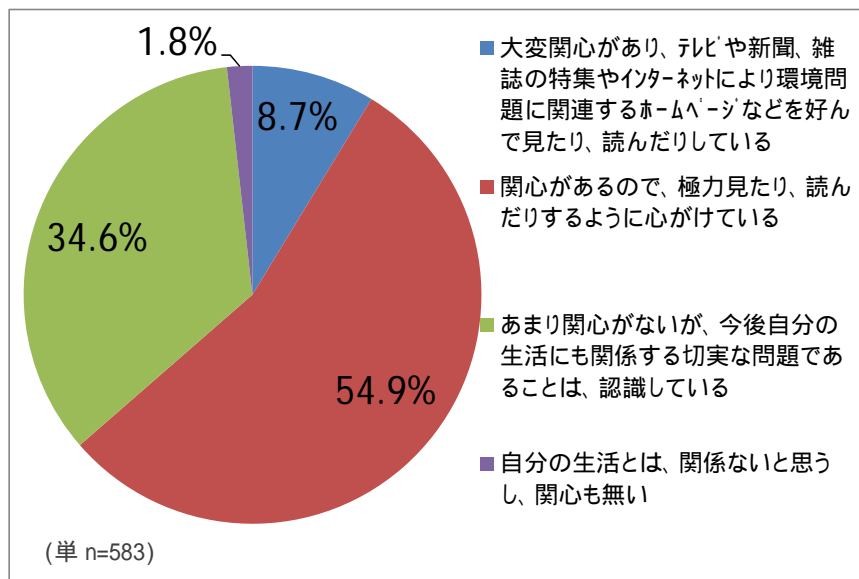
##### ア) 環境問題に関心があるか(単一回答)

大変関心がある(8.7%)

関心がある(54.9%)

あまり関心がないが、問題意識はある(34.6%)

関心がない(1.8%)



「大変関心がある方」8.7%、「関心がある方」54.9%を合わせると、63.6%となり、関心がある方が6割を超えています。また、「あまり関心がないが、切実な問題であると認識している方」は34.6%であり、関心がない方においても問題意識はあることがわかります。

##### イ) 環境問題とはどのようなものと考えているか(複数回答)

自然環境問題(森や林、河川、海岸、農地、動植物)(23.6%)

生活環境問題(ごみ、廃棄物、公害、放射線)(27.7%)

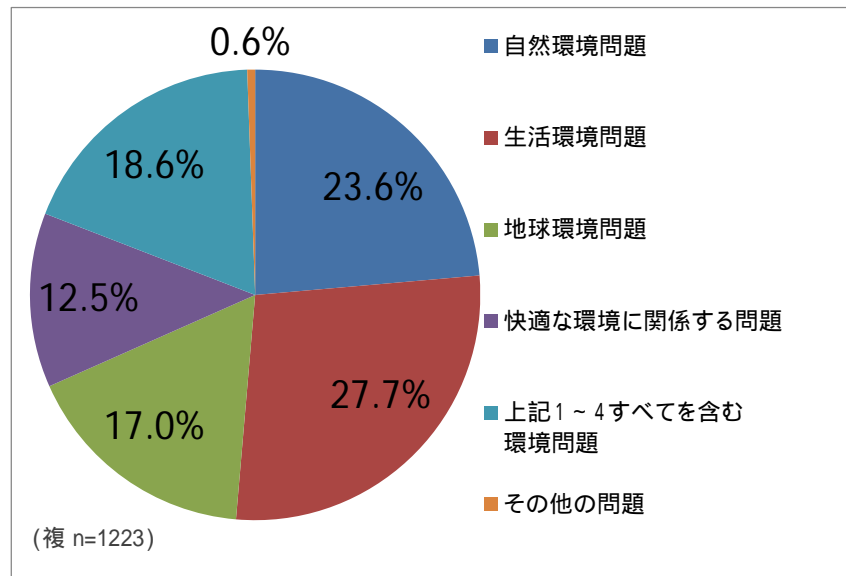
地球環境問題(地球温暖化、酸性雨)(17.0%)

快適な環境に関する問題(防犯、便利さ)(12.5%)

上記1~4すべてを含む環境問題(18.6%)

その他の問題(0.6%)





環境問題を「生活環境問題」と考えている方が27.7%と最も多く、次いで「自然環境問題」が23.6%となっており、身近な環境問題と捉えている方が多くなっています。

また、「すべてを含む環境問題」18.6%、「地球環境問題」17.0%と、身近な環境問題に限らず地球規模での環境問題と幅広く捉えている方も多い結果となっています。

#### ウ) 環境にやさしい生活とはどのようなものと考えているか(単一回答)

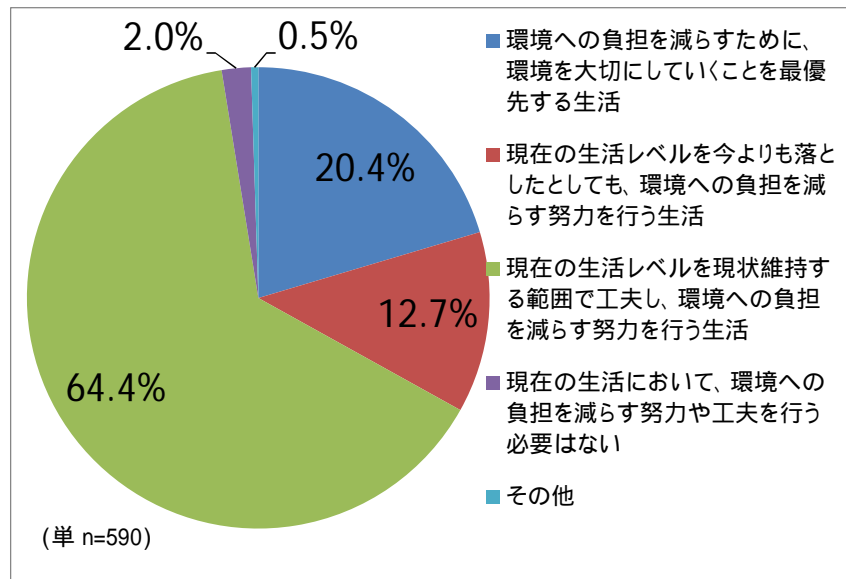
環境への負担を減らすために、環境を大切にしていけることを最優先する生活 (20.4%)

現在の生活レベルを今よりも落とししたとしても、環境への負担を減らす努力を行う生活 (12.7%)

現在の生活レベルを現状維持する範囲で工夫し、環境への負担を減らす努力を行う生活 (64.4%)

現在の生活において、環境への負担を減らす努力や工夫を行う必要はない (2.0%)

その他 (0.5%)



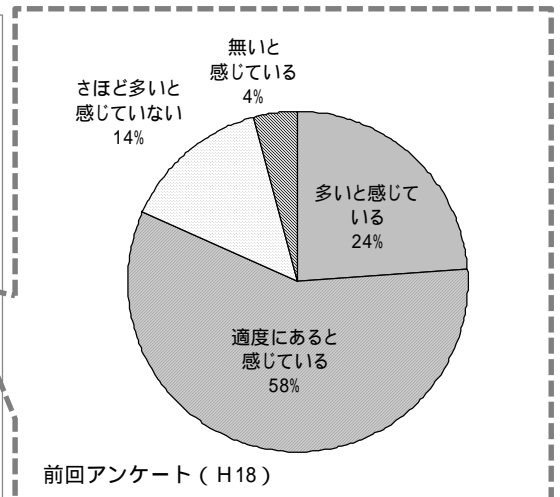
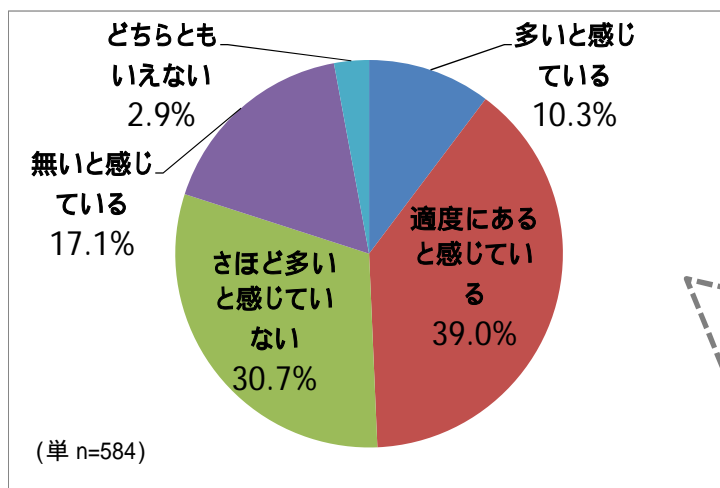
環境にやさしい生活を「現在の生活レベルを現状維持する範囲で工夫し、環境への負担を減らす努力を行う生活」と考えている方が64.4%と最も多く、全体の約2/3を占めています。次いで、「環境への負担を減らすために、環境を大切にしていけることを最優先する生活」が20.4%となっています。

## (2) 市民が感じる南相馬市の環境の変化

(前回：平成18年 今回：平成28年)

ア) 身の回りに野山や水辺など、自然とふれあう場所があると感じているか(単一回答)

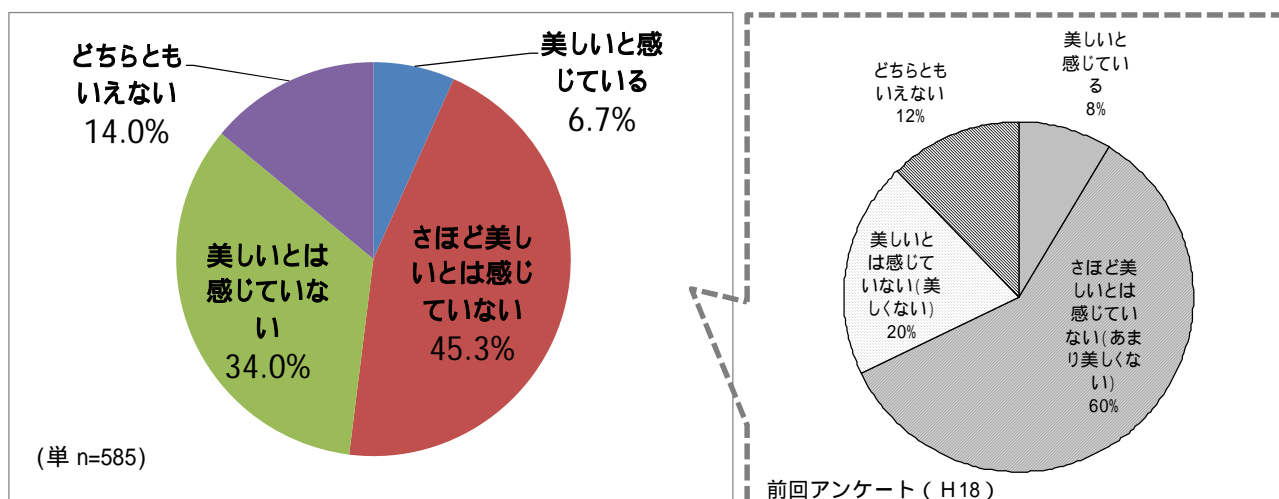
ある (82.0% 49.3%)  
 ない (28.0% 47.8%)  
 どちらともいえない (0.0% 2.9%)



身の回りに自然と触れ合う場所が「適度にある」と感じている方が39.0%と最も多く、「多い」10.3%と感じている方を合わせると、ほぼ半数を占めています。しかし、前回アンケート（平成18年実施）と比較すると、多い、適度にあると感じている方の割合が減少しており、さほど多いと感じていない方の割合が増加した結果となっています。

イ) 市内のまちなみは『美しい』と感じているか（単一回答）

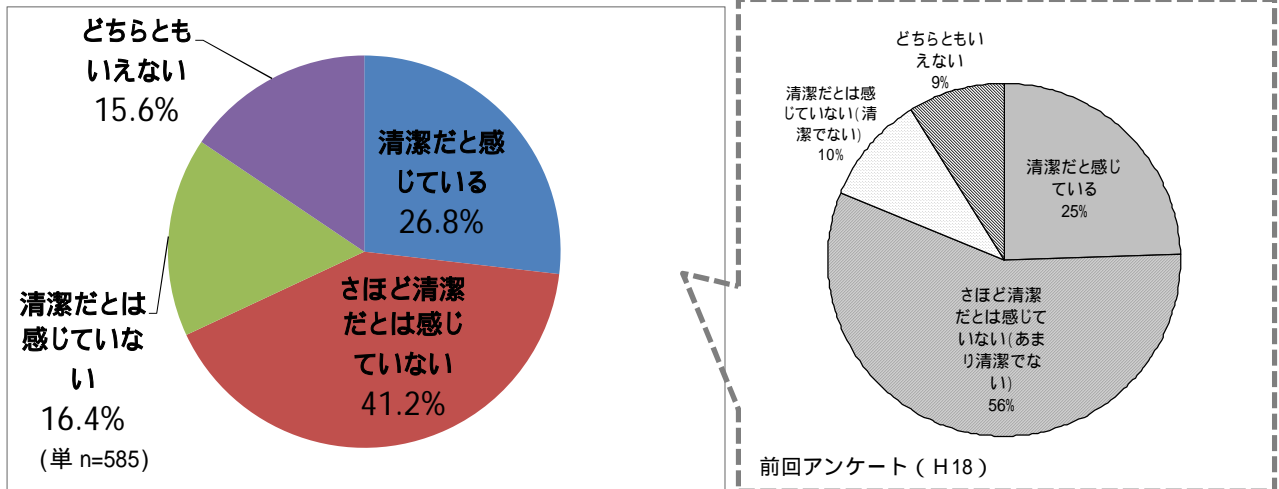
美しい（8.0% 6.7%）  
 美しくない（80.0% 79.3%）  
 どちらともいえない（12.0% 14.0%）



市内のまちなみが「あまり美しくない」と感じている方が45.3%と最も多く、「美しくない」と感じている方34.0%を合わせると、約8割を占めています。前回アンケート（平成18年実施）においても同様の割合となっており、今回アンケートでは、美しくないと感じている方の割合が増加した結果となっています。

ウ) 住まいの近隣は『清潔』だと感じているか（単一回答）

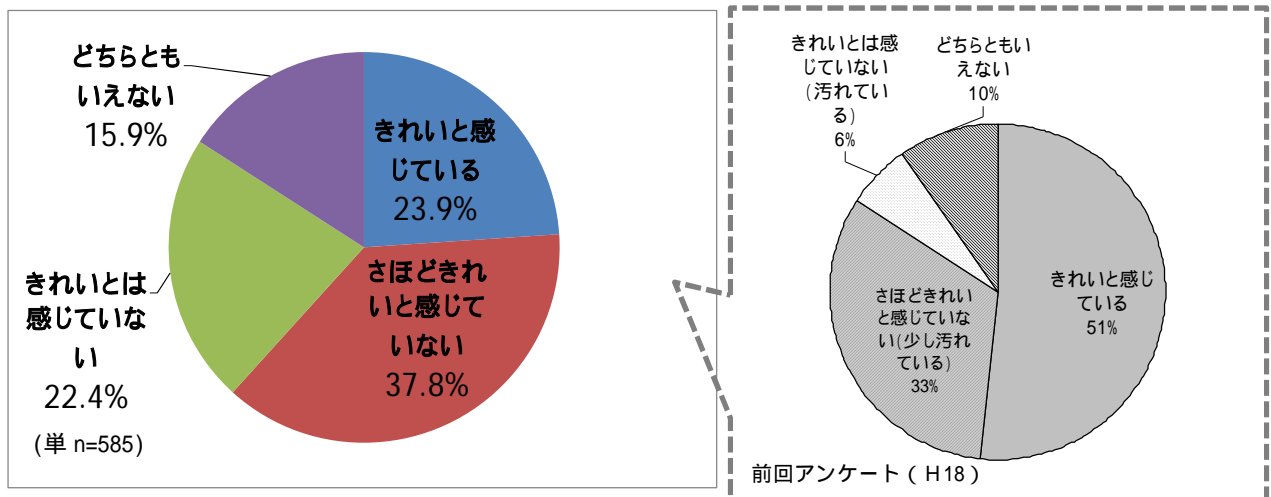
清潔（25.0% 26.8%）  
 清潔ではない（66.0% 57.6%）  
 どちらともいえない（9.0% 15.6%）



住まいの近隣が「あまり清潔ではない」と感じている方が41.2%と最も多く、「清潔ではない」と感じている方16.4%を合わせると、約6割を占めています。しかし、前回アンケート(平成18年実施)と比較すると、あまり清潔ではない、清潔ではないと感じている方の割合がやや減少した結果となっています。

### エ) 市内の空気を『きれい』と感じているか(単一回答)

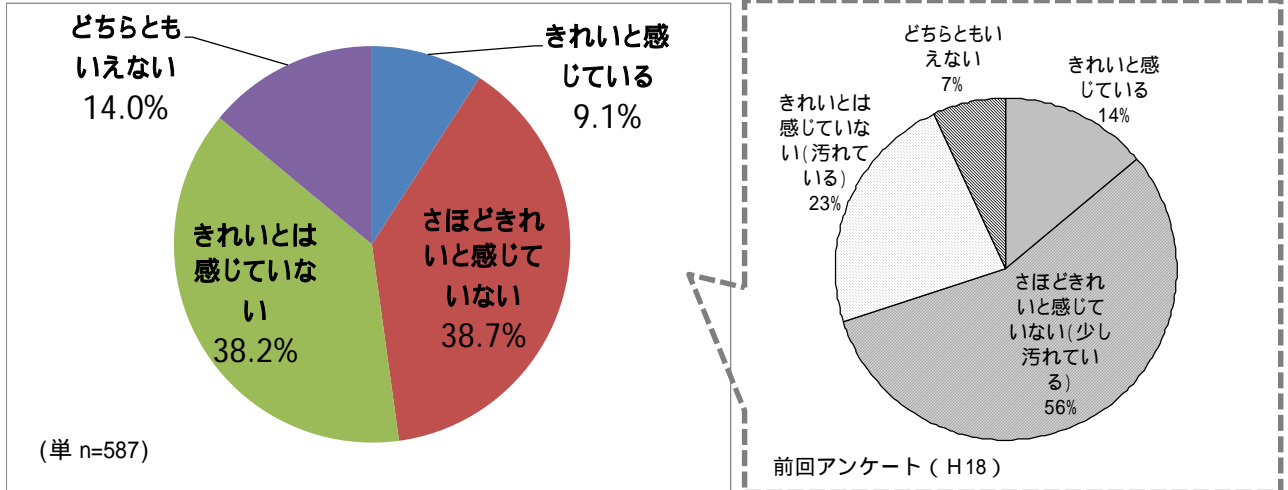
- きれい(51.0% 23.9%)
- きれいではない(39.0% 60.2%)
- どちらともいえない(10.0% 15.9%)



市内の空気が「少し汚れている」と感じている方が37.8%と最も多く、「汚れている」と感じている方22.4%を合わせると、約6割を占めています。また、前回アンケート(平成18年実施)と比較すると、「きれい」と感じる方の割合がほぼ半数減少した結果となっています。

オ) 市内の川や海が『きれい』と感じているか (単一回答)

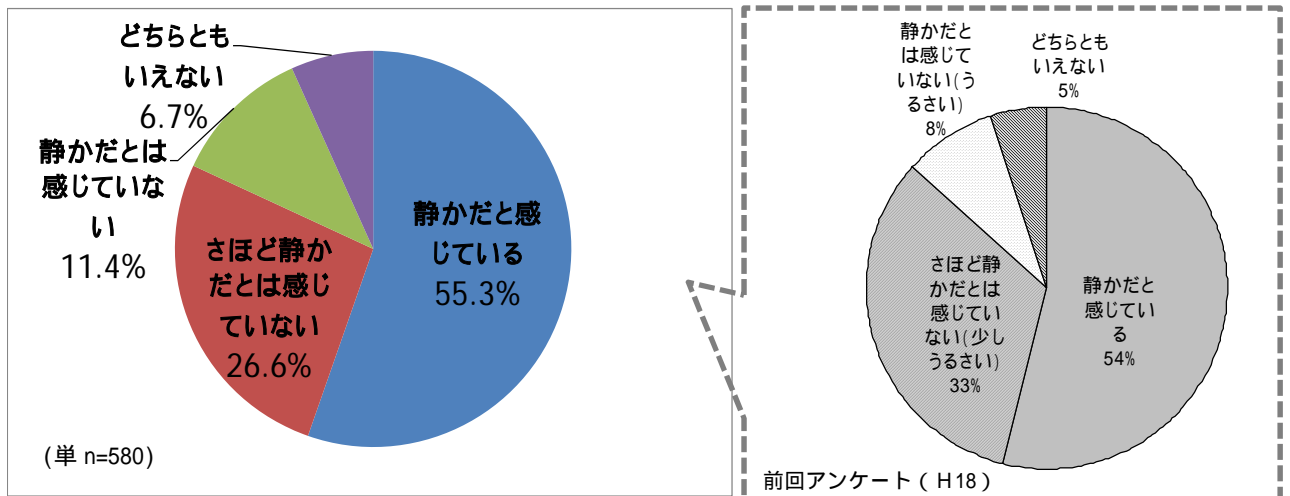
きれい (14.0% 9.1%)  
 きれいではない (79.0% 76.9%)  
 どちらともいえない (7.0% 14.0%)



市内の川や海が「少し汚れている」と感じている方が38.7%と最も多く、「汚れている」と感じている方38.2%を合わせると、約8割を占めています。前回アンケート(平成18年実施)においても同様の割合となっていますが、今回アンケートでは、汚れていると感じている方の割合が増加した結果となっています。

カ) 住まいの近隣は『静か』だと感じているか (単一回答)

静か (54.0% 55.3%)  
 静かではない (41.0% 38.0%)  
 どちらともいえない (5.0% 6.7%)

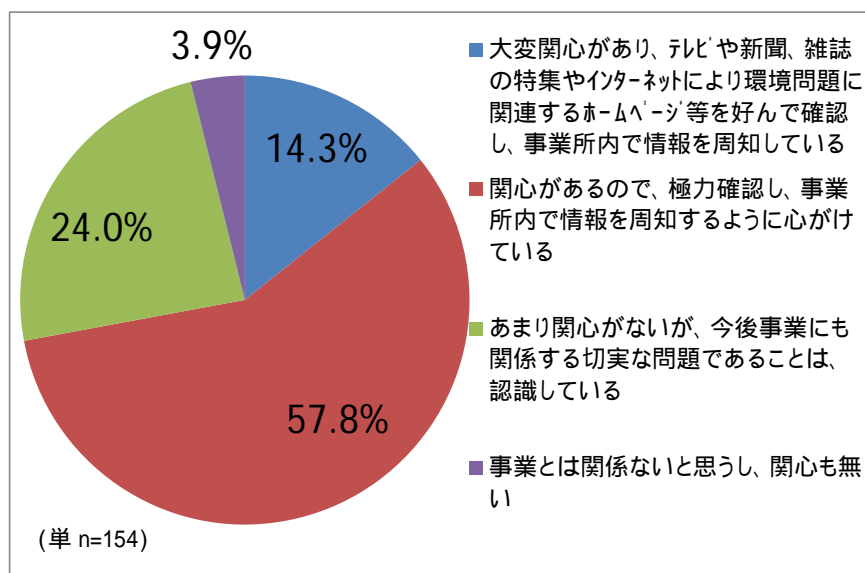


住まいの近隣が「静か」だと感じている方が55.3%と最も多く、半数以上を占めています。前回アンケート（平成18年実施）においても同様の割合となっており、今回アンケートでは、少しうるさい、うるさいと感じている方の割合が減少した結果となっています。

### （3）事業者の環境問題への考え方

#### ア）環境問題に関心があるか（単一回答）

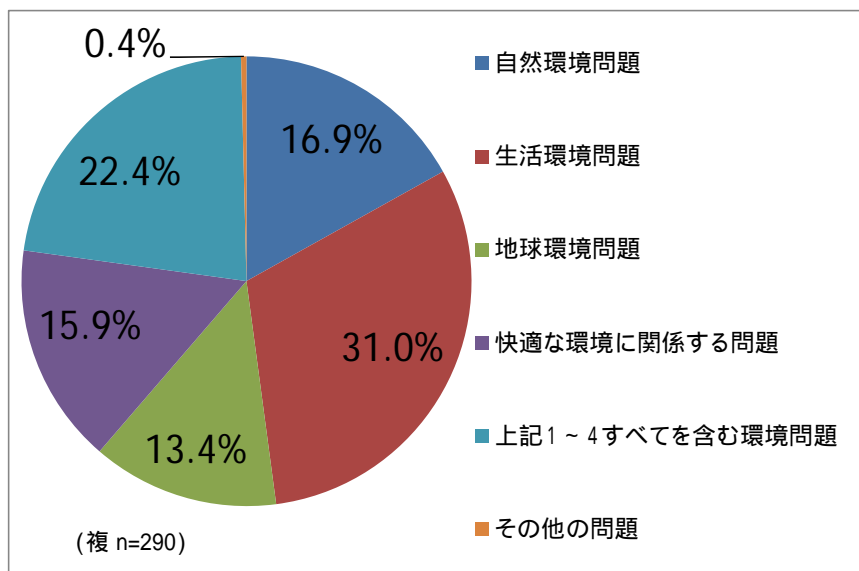
- 大変関心がある（14.3%）
- 関心がある（57.8%）
- あまり関心がないが、問題意識はある（24.0%）
- 関心がない（3.9%）



「大変関心がある事業者」14.3%、「関心がある事業者」57.8%を合わせると、72.1%となり、関心がある方が7割を超えています。また、「あまり関心がないが、切実な問題であると認識している事業者」は24.0%であり、関心がない事業者においても問題意識はあることがわかります。

#### イ）環境問題とはどのようなものと考えているか（複数回答）

- 自然環境問題（森や林、河川、海岸、農地、動植物）（16.9%）
- 生活環境問題（ごみ、廃棄物、公害、放射線）（31.0%）
- 地球環境問題（地球温暖化、酸性雨）（13.4%）
- 快適な環境に関する問題（防犯、便利さ）（15.9%）
- 上記1～4すべてを含む環境問題（22.4%）
- その他の問題（0.4%）



環境問題を「生活環境問題」と考えている事業者が31.0%と最も多く、次いで、「すべてを含む環境問題」が22.4%となっており、その他の項目についても、ほぼ同程度であることから、身近な環境問題に限らず、環境問題を幅広く捉えている事業者が多くなっています。

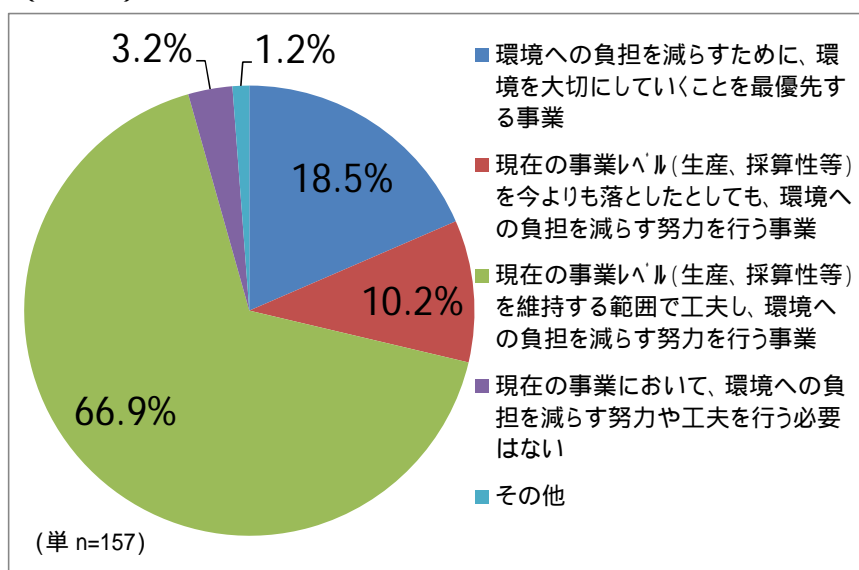
#### ウ)環境にやさしい事業とはどのようなものと考えているか(単一回答)

環境への負担を減らすために、環境を大切にしていけることを最優先する事業 (18.5%)

現在の事業レベルを今よりも落としたとしても、環境への負担を減らす努力を行う事業 (10.2%)

現在の事業レベルを現状維持する範囲で工夫し、環境への負担を減らす努力を行う事業 (66.9%)

現在の事業において、環境への負担を減らす努力や工夫を行う必要はない (3.2%)



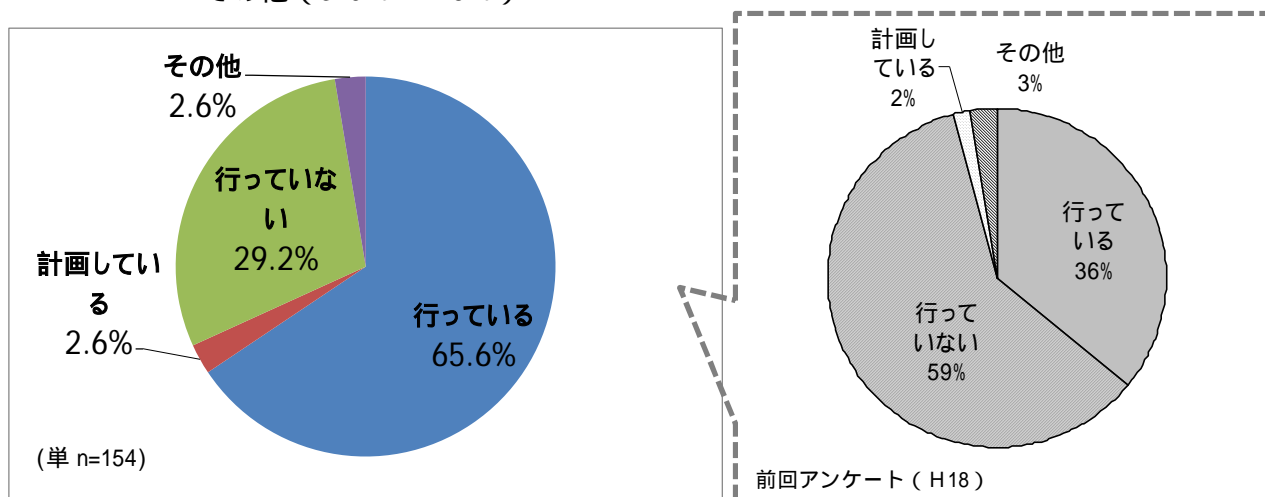
環境にやさしい生活を「現在の事業レベルを現状維持する範囲で工夫し、環境への負担を減らす努力を行う事業」と考えている事業者が66.9%と最も多く、全体の約2/3を占めています。次いで、「環境への負担を減らすために、環境を大切にしていくことを最優先する事業」が18.5%となっています。

#### (4) 事業者が感じる南相馬市の環境の変化

(前回：平成18年 今回：平成28年)

##### ア) 事業所周辺の緑化をしているか(単一回答)

行っている (36.0% 65.6%)  
 行っていない (59.0% 29.2%)  
 計画している (2.0% 2.6%)  
 その他 (3.0% 2.6%)



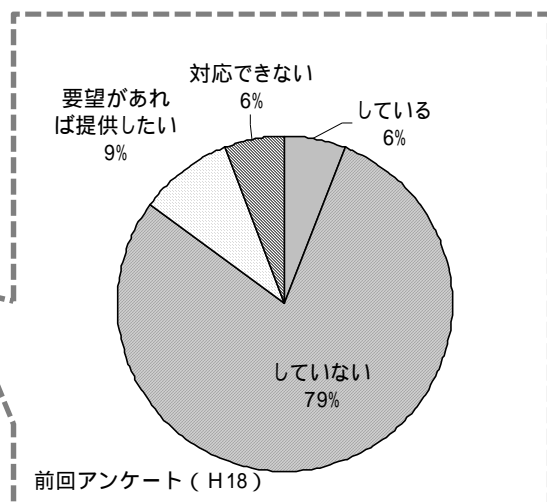
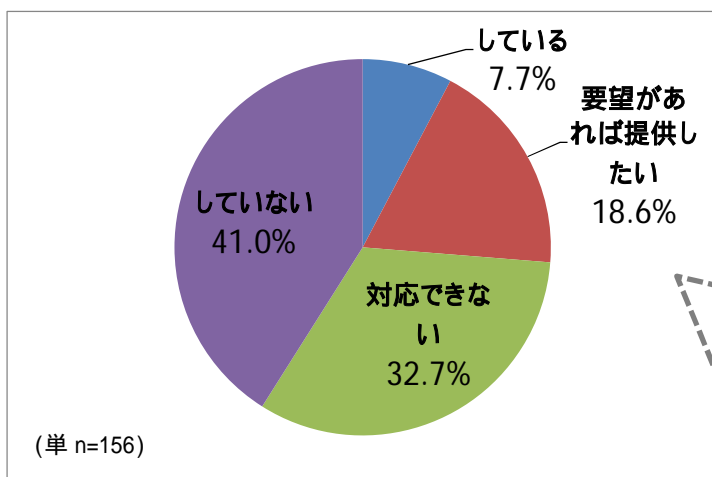
事業所周辺の緑化について、「行っている」と答えた事業者が65.6%と最も多く、全体の約2/3を占めており、「行っていない」と答えた事業者よりも多くなっています。

また、前回アンケート(平成18年実施)と比較すると、緑化を行っている事業者が増加し、行っていない事業者が減少した結果となっています。

##### イ) 環境学習の場として事業所を提供しているか(単一回答)

している (6.0% 7.7%)  
 要望があれば提供したい (9.0% 18.6%)  
 対応できない (6.0% 32.7%)  
 していない (79.0% 41.0%)



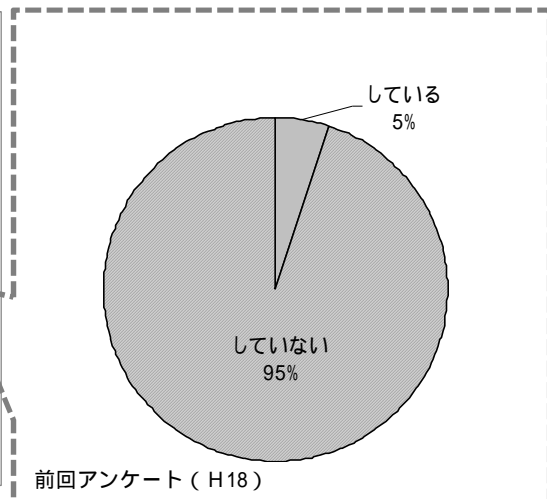
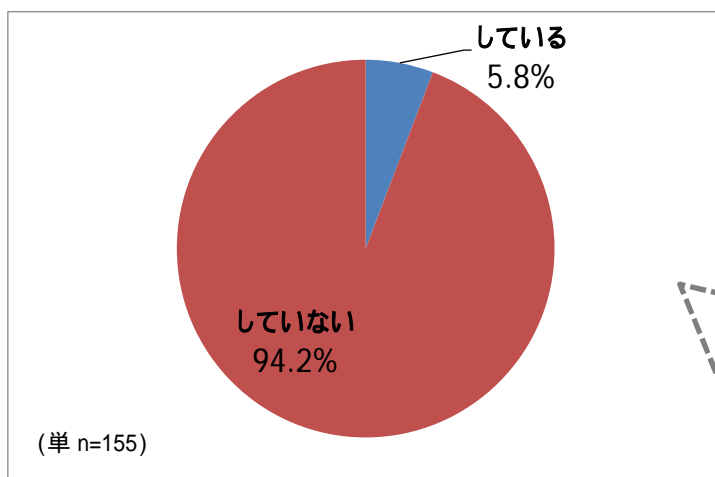


事業所を環境学習の場として市民や児童・生徒などに提供しているかについては、「提供していない」と答えた事業者が41.0%と最も多く、次いで、「対応できない」32.7%、「要望があれば提供したい」18.6%となっており、提供していない事業者が約9割となっています。

しかし、前回アンケート(平成18年実施)と比較すると、「要望があれば提供したい」と答えた事業者が増加しており、事業所の提供については、意欲的になっていることがわかります。

### ウ) 事業敷地内で廃棄物等の焼却をしているか (単一回答)

している (5.0% 5.8%)  
 していない (95.0% 94.2%)

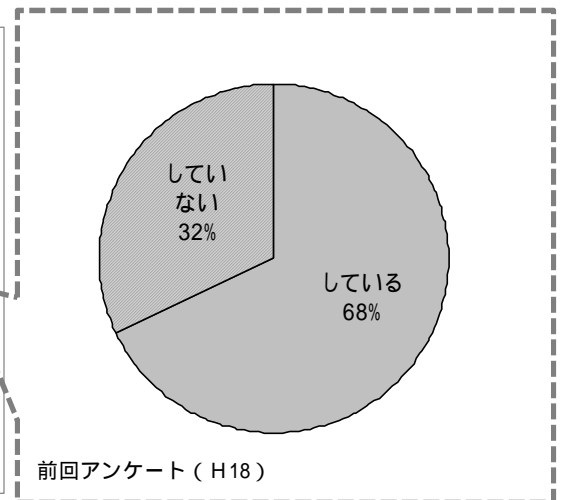
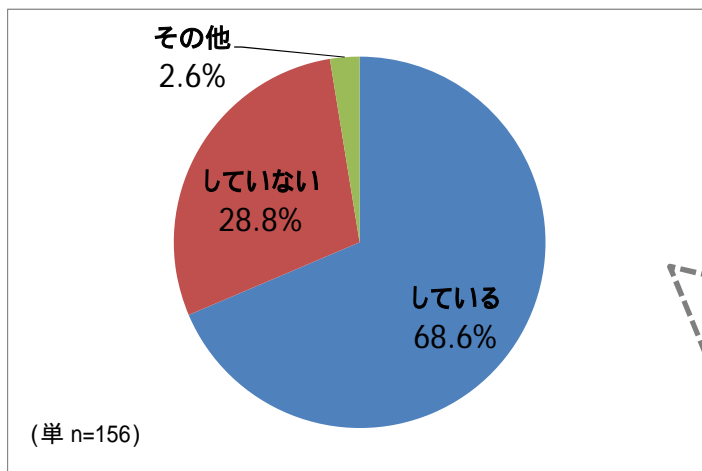


事業所敷地内で廃棄物などの焼却をしているかについては、「焼却していない」と答えた事業者が94.2%であり、「焼却している」と答えた事業者よりも多くなっています。

また、前回アンケート(平成18年実施)においても、同程度の割合となっています。

エ) 3Rなどの廃棄物削減をしているか(単一回答)

している(68.0% 68.6%)  
していない(32.0% 28.8%)

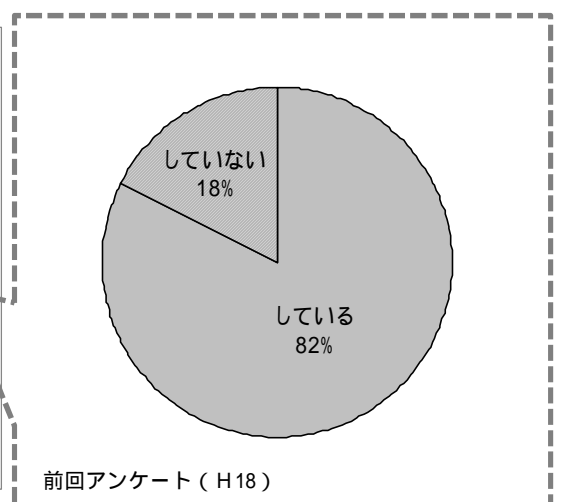
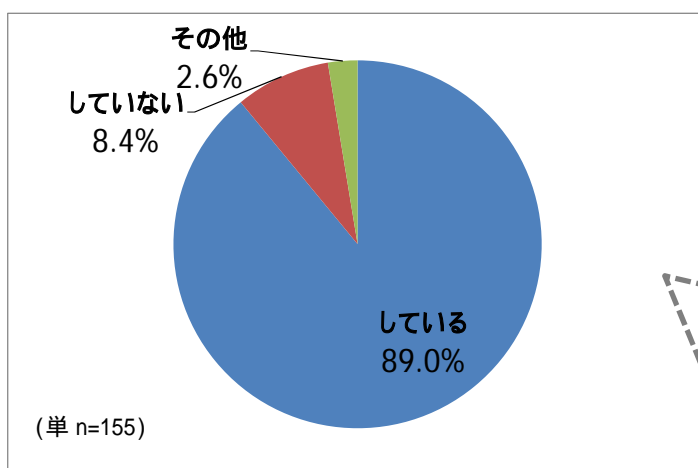


3R(リデュース=廃棄物の発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再生利用)などの廃棄物削減対策については、「対策している」と答えた事業者が68.6%であり、「対策していない」と答えた事業者よりも多くなっています。

また、前回アンケート(平成18年実施)においても、同程度の割合となっています。

オ) 3Sなどの美化活動をしているか(単一回答)

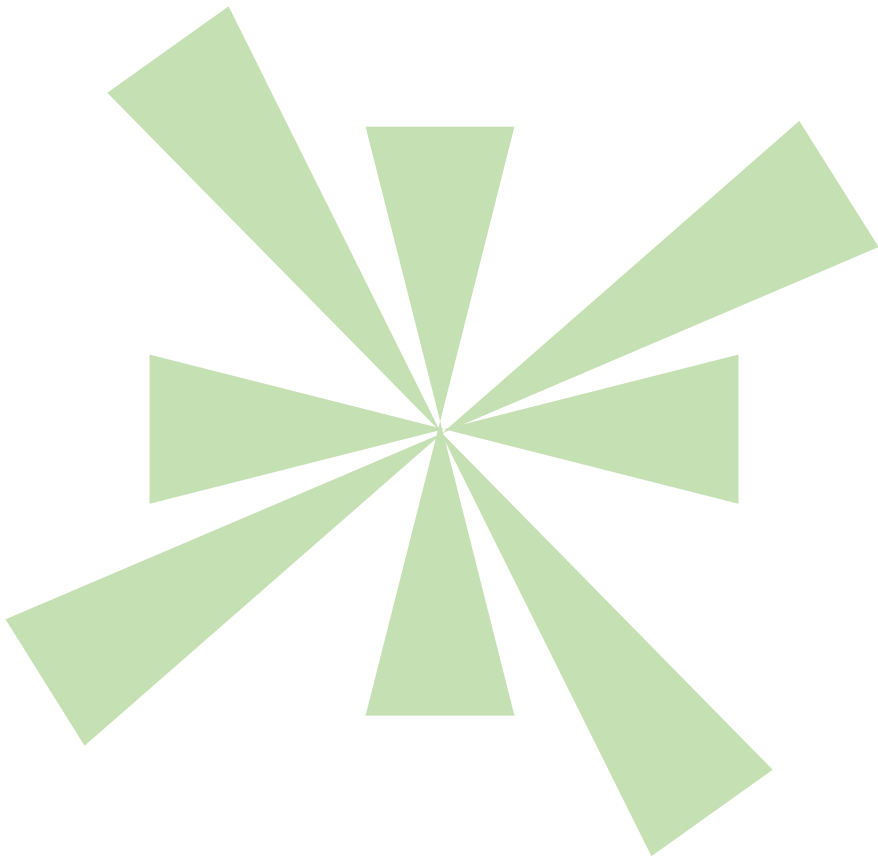
している(82.0% 89.0%)  
していない(18.0% 8.4%)



3S(整理、整頓、清掃)などの職場の美化活動については、「活動している」と答えた事業者が89.0%であり、「活動していない」と答えた事業者よりも多くなっています。

また、前回アンケート(平成18年実施)と比較すると、活動している事業者が微増ながら、増えています。

# 第 4 章



## 第4章 南相馬市環境基本計画の成果と課題、方向性

この10年間で分野別に振り返り、第1次環境基本計画の総括を行うとともに、8年後を見据えた環境施策の方向性を示します。

### 1 放射線対策

除染	
主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、生活圏と農地の除染が完了し、空間線量率は低減しています</li> <li>仮置場（一部現地）において、除染で発生した除去土壌等を安全に保管しています</li> </ul>

環境の回復	
克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染を実施しても長期的目標とする「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト）以下」になっていない宅地等があります</li> <li>また、生活圏近隣の森林を除く森林、河川・湖沼等は未除染です。このことを不安に思う市民がいることから、この不安の解消が課題です</li> <li>除染で発生した除去土壌等の仮置場（一部現地）での保管が解消されていません</li> <li>除去土壌等の中間施設への搬出等、市から除去土壌等をなくすことが課題です</li> </ul>



	環境回復活動の推進	市民の心身ともに抱える不安の解消
環境施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的目標とする「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト）以下」になっていない宅地等におけるフォローアップ除染の実施や環境回復に向けた取り組み</li> <li>森林、河川・湖沼等の環境の状況調査、環境回復に向けた取り組みの検討及び国との調整</li> <li>除去土壌等について、中間貯蔵施設への搬出の加速化及び減容化、再生資材化に向けた取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の心身ともに抱える不安の解消を目的とした放射性物質に関する情報提供と健康管理対策</li> <li>放射線に関する不安軽減の為に、放射線健康相談窓口を設置し、戸別訪問活動などの取り組みや健康影響に関する正しい情報の提供</li> </ul>

## 2 自然環境

	緑	野生生物	水辺環境
主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民植樹祭を毎年実施し、水と緑のネットワークの復元を推進しました (市民植樹祭の実施：年1回以上開催)</li> <li>屋敷林や社寺林の保全・保護に努めました (屋敷林及び社寺林の保全・保護(文化財に指定)：10件指定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物の重要な分布地の保全と保護に努めました (市民アンケート結果(問15-1)、事業者アンケート結果(問20-1))</li> <li>白鳥・カモ類等の保全と保護に努めました</li> <li>特に重要な種の保全と保護や、ホタル・タガメ・トンボ類の保護に努めました</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然に配慮した河川の整備を推進しました (多自然水路の整備：3か所整備)</li> </ul>

### 環境の変化

- 震災による植生の攪乱とその後の植生遷移を経て、河川沿いには湿生植物などの自然植生が再生し、新たな開放水域が出現するなど、動植物の多種多様な生育・生息空間となりうる環境が形成しています(震災前後の植生図より)
- 震災を起因とする津波等により、農地への津波被害が発生しました

	緑	野生生物	水辺環境	農地・農業	自然とのふれあいの場
克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災により沿岸部では植生が見られなくなり、水と緑のネットワークに影響が生じています(震災前後の植生図より)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣の増加と人里への進出などが課題であり、豊かな自然環境を維持する仕組みの存続が必要です(有害鳥獣の被害の現状：5,392千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身の回りに自然とふれあう場所がないと市民が感じています(市民アンケート結果(問5))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により、耕作放棄地の増加などで農地への影響が生じています</li> <li>農地の減少により、農地の持つ多面的機能が低下しています</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の心理的な影響により、身の回りに自然とふれあう場所がないと市民が感じています(市民アンケート結果(問5))</li> </ul>

	緑の保全と創造	生物多様性の確保	水辺環境の復元と創造	農地の再生と創造	自然とのふれあいの場の創出
環境施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の創出と、既存の緑の保全と保護により、水と緑のネットワークの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然環境を維持する仕組みを存続し、生物多様性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然に配慮した、水辺の整備の継続</li> <li>新たな開放水域における生態系の創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産環境の再生</li> <li>農地の持つ多面的機能の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が自然とふれあう場と機会の創出</li> </ul>

耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地。  
有害鳥獣：イノシシ、ニホンザル、カラス、アライグマ、ハクビシン、タヌキなど。

### 3 都市環境

	公園等	景観
主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園の整備を推進しました (1人当たりの都市公園面積: 17.53 m<sup>2</sup>/人に増加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特色あるふるさとの景観形成に努めました</li> <li>環境美化を推進しました (市民クリーンデーの実施: 春と秋年2回実施)</li> </ul>

#### 環境の変化

- 震災により地形及び景観資源が変化した場所もあります
- 東日本大震災に伴う避難や、人口の減少に伴い、空き家が増加しています

	公園	景観	空き家
克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人当たりの都市公園面積は17.5 m<sup>2</sup>と、全国平均(10.1 m<sup>2</sup>/人)や福島県平均(12.8 m<sup>2</sup>/人)より高いものの、数値目標としていた、30.0 m<sup>2</sup>/人には達成していません</li> <li>公園配置にばらつきがあります (地区別公園配置: 原町区 19.64 m<sup>2</sup>/人、鹿島区 10.23 m<sup>2</sup>/人、小高区 7.80 m<sup>2</sup>/人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の多くが市内のまちなみを「美しい」とは感じていません。また、その考えは平成18年度から変化がありません (市民アンケート結果(問6))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に空き家が増加し、空き家を起因とした犯罪や事故(火災、倒壊等)の可能性があります (空き家総数: 2,420戸(H25))</li> </ul>



	公園等の拡充	景観の保全	空き家対策
環境施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園配置バランスを踏まえた都市公園等の整備</li> <li>民地における緑の保全と創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源の変化を許容しつつ、自然と調和のとれた景観の質の向上</li> <li>景観に配慮したまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家の調査・把握と適切な対策の実施</li> </ul>

空き家: 管理が行き届かない空き家(居住世帯のない住宅のうち、建築中の住宅及び一時現在者のみの住宅(昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、普段居住している者が一人もいない住宅)を除いたもの)

## 4 生活環境

	大気環境	騒音・振動	水環境・水循環
主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、環境基準を下回る数値目標（現状維持）を概ね達成しました（大気汚染物質：環境基準達成率 80%（H27））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動は、数値目標（環境基準以下）を概ね達成しました（環境騒音：環境基準達成率 100%（H27） 自動車騒音に係る要請限度達成率 100%（H27））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）は、環境基準を下回る数値目標（現状維持）を概ね達成しました（公共用水域：環境基準達成率 80%（H27））</li> </ul>

### 環境の変化

- 復興事業に伴い、自動車の交通量が増加しています

	大気環境	騒音・振動	水環境・水循環
克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所排煙や自動車利用に起因した光化学オキシダントの発生抑制（大気汚染物質（光化学オキシダント）昼間の 1 時間値：0.06ppm（環境基準）、0.098 ppm（原町、H27）、0.091 ppm（小高、H27））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の良好な状態の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌に由来するものや、市民による生活排水や事業者の排水等により、大腸菌群数が良好な状態ではない（公共用水域（大腸菌群数）類型指定 A 型：1,000MPN/100mL 以下（環境基準）、真野川、新田川、小高川未達成（H27））</li> </ul>

	大気環境の保全	騒音・振動対策	水環境と水循環の保全
環境施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染に係る環境基準の達成継続</li> <li>光化学オキシダントの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動に関する規制基準・環境基準等の達成継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止による、水質基準の達成</li> </ul>

二酸化硫黄：亜硫酸ガスとも呼ばれる大気汚染物質の一つで、石油や石炭等の燃料中に含まれる硫黄分の燃焼酸化により発生。  
 二酸化窒素：大気汚染物質の一つで、大気中の窒素酸化物の主要成分。燃焼により発生した一酸化窒素の酸化で生成する。  
 浮遊粒子状物質：大気中を浮遊する直径 10μm 以下の微粒子。工場や自動車の排出ガス等が発生源。  
 光化学オキシダント：窒素酸化物や炭化水素が太陽光により光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン等の物質の総称。  
 水素イオン濃度（pH）：酸性、アルカリ性を 0 から 14 で表したもので、7 が中性、7 以下が酸性、7 以上がアルカリ性。  
 溶存酸素量（DO）：水中に溶解している酸素の量のこと、代表的な水質汚濁状況を測る指標の 1 つ。  
 生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が、微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。  
 浮遊物質（SS）：水中に浮遊・懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質を言い、下水や工場排水由来の沈殿物等が含まれる。  
 大腸菌群数：大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数を言い、し尿汚染の指標として使用。

## 4 生活環境（つづき）

	化学物質	廃棄物・リサイクル
主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令により定められている規制物質の適正管理はもとより、「福島県化学物質適正管理指針」に基づき、化学物質の適正管理の指導に努めました</li> <li>土壌中のダイオキシン類濃度は、数値目標を達成しています (土壌中ダイオキシン類濃度: H22 環境基準達成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した地域での災害廃棄物処理を推進しました</li> <li>「南相馬市一般廃棄物処理基本計画」(H28.3)を策定しました</li> </ul>

### 環境の変化

- 土壌環境：震災を起因とする福島原発事故により、放射性物質が表土、枝葉や落ち葉、建物表面に付着しました
- 廃棄物：被災した地域での災害廃棄物が発生しました
- 被災後、生活スタイルが変化しました

	化学物質の安全対策	廃棄物・リサイクル
克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、事業者による化学物質やそれを含む製品に対する注意、適正な使用や的確な情報などが十分に伝達できていない (市民アンケート結果(問15-2)、事業者アンケート結果(問20-2))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境や生活スタイルの変化により、ごみ排出量が増加 (ごみ排出量 24,241 (H22) 25,228 t (H27))</li> <li>リサイクル率の低下 (リサイクル率 16.3 (H22) 13.7% (H27))</li> <li>最終処分量の増加 (最終処分量 3,359 (H22) 3,844 t (H27))</li> </ul>



	化学物質の安全対策・土壌汚染対策	廃棄物対策とリサイクルの推進
環境施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の適切な使用及び的確な情報収集・提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ排出量の削減</li> <li>リサイクルの推進</li> </ul>

-----  
 福島県化学物質適正管理指針：福島県では人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を制御するため、その適正な管理について「福島県化学物質適正管理指針」を定めている。



## 5 地球環境

地球環境問題への対応、資源エネルギー対策	
主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネルギーの推進により、二酸化炭素排出量は減少しました (二酸化炭素排出量京都議定書 第一約束期間(2008年~2012年): 6.0%減(目標値)、平成24年度時点では平成2年と比較すると5.2%減)</li> </ul>

### 環境の変化

- COP 21の合意事項に基づき、パリ協定が批准されました
- 日本は、国の温暖化ガスの排出量を2030(平成42)年度に2013(平成25)年度比で26.0%削減する目標を掲げています

地球環境問題への対応、資源エネルギー対策	
克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー消費量は、省エネルギーの推進により減少傾向でしたが、震災後増加傾向となっています (1人当りの電力消費量: 災以前減少傾向、震災後4,080kwh/人、6,100kwh/人)(H23)</li> <li>● 原子力災害を教訓に、化石燃料や原子力に依存しない、エネルギー利用への転換(太陽光発電システム補助金交付実績(累計): 1,051件(H27))</li> </ul>



	省エネルギーの推進	再生可能エネルギーの導入
環境施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネルギーの推進による二酸化炭素排出量の安定した減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能エネルギーの導入</li> <li>● 大規模災害時にも一定期間の生活が可能となるエネルギーの自立</li> </ul>

省エネルギー：エネルギー節約ともいう。エネルギーの利用効率の向上を表現する言葉。

京都議定書：1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008-12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。

COP：国連気候変動枠組条約締約国会議。1992年、「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、1995年から毎年開催されている。

再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

## 6 文化の継承

歴史的文化的環境	
主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自然と一体で育まれてきた地域の歴史的文化的財の活用とともに、郷土文化や伝統芸能が継承されています (市民アンケート結果(問15-4))</li> </ul>

### 環境の変化

- 地震や津波による倒壊や破損など、文化財が震災の影響を受けました

歴史的文化的環境の保全	
克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統文化を引き続き継承し、有形文化財については、文化財を含めた歴史的文化的環境の保全が必要です (震災の影響を受けた文化財：17件)</li> </ul>



歴史的文化的環境の保全	
環境施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統文化の継承、文化財を含めた歴史的文化的環境の保全と活用</li> </ul>

## 7 すべての人々の協力と働きかけ

	環境教育と情報提供	市・市民・事業者による環境保全
主な取組と成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境施策を実施するため、環境審議会の開催、環境影響評価の推進、助成措置、基金の充実など、基盤的施策を推進しています</li> <li>学校で環境教育が推進されました (ソーラー・アグリパーク訪問者数:794人(H25)、690人(H26)、531人(H27))</li> <li>広報や図書館の環境関連図書により、環境情報の提供を推進しました (市民アンケート結果(問15-5))</li> <li>家庭で環境問題の話す機会がありません (市民アンケート結果(問15-5))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した事業の展開は横ばい状況となっています (環境マネジメントシステム(ISO 14001)及びエコアクション21登録企業一覧:11(H18) 12事業所(H28))</li> </ul>

### 環境の変化

- 環境に配慮した事業への取り組みよりも、震災復興が優先されています

	環境教育と情報提供	市・市民・事業者による環境保全活動
克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境施策を実施するため、環境審議会の開催、環境影響評価の推進、助成措置、基金の充実など、基盤的施策の充実が必要です</li> <li>被災後、環境教育や環境情報に関する関心が高まっています。一方で、原子力災害の影響等により、屋外での環境に関する調査、観察会はかなり少ない状況となっています</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した事業への取り組みや環境保全活動が、被災後、かなり少ない状況となっています (事業者アンケート結果(問12))</li> </ul>

	環境教育と情報提供	市・市民・事業者による環境保全活動の推進
環境施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育の充実</li> <li>環境情報の提供の充実</li> <li>事業者や市民の環境への取り組みを支えとともに、市の環境施策を適切に運用するための環境の保全に係る基盤的施策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した事業への取り組み促進</li> <li>地域の環境保全活動の活性化</li> <li>子どもが環境活動を身近に行える団体などの設置促進</li> </ul>

環境影響評価：環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

ISO14001：地球サミット（1992年）を契機に創設されたBCSD（持続可能な開発のための経済人会議）の要請を受けてISO（国際標準化機構）が1996年に制定した環境マネジメントシステム規格。

エコアクション21：1996年9月のISO14001の発行に合わせて環境庁（当時）から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。

# 第 5 章



## 第5章 望ましい環境像

震災の影響や市民の意向、第1次環境基本計画の成果と課題を踏まえ、第2次環境基本計画が目指す「望ましい環境像」を次のように定めます。

**健全で恵み豊かな環境をみんなのちからで再生し、  
将来に引き継いでいくまち南相馬市**

南相馬市は、市の西側に、八森山、八丈石山、国見山などがそびえ、市の東側は広大な太平洋に面し、美しい海岸線を形づくっています。また、新田川、真野川、小高川、宮田川、太田川、水無川などの河川が、豊かな平野を潤しながら西の山地から東の太平洋に注ぎ、美しい農村景観を形成するとともに、秋には農作物の豊かな恵みもたらしてくれます。

毎年7月下旬には、一千有余年の歴史と伝統を誇る重要無形文化財である相馬野馬追が開催され、多くの観光客が訪れます。

これら海、里山、山林の豊かな自然に囲まれた自然と文化の調和のなかで人々の生活が育まれてきました。

しかし、平成23年3月に発生した震災による、地震や津波、さらには原子力災害により、南相馬市は甚大な被害を受け、これまで築き上げてきた市をとりまく自然環境や生活環境は大きく変化しました。この未曾有の被害を受けた逆境に負けず、損なわれたふるさとの自然や生活をわたしたちの取り組みにより再生し、未来に引き継ぐことが必要です。

市、市民、事業者は協力し、次代のために快適ながらも環境への負荷が少ない生活を営むとともに、豊かな自然と人が調和する環境を再生・創造します。

本市の「望ましい環境像」の実現に向け、「環境目標」と「環境施策」及び「環境施策の展開」を第6章に定めます。

# 第 6 章



# 第6章 環境目標及び施策の展開

## 環境目標 1 放射線対策の推進

放射線対策を推進し、一日でも早い、市民の心身の不安の軽減を目指します。

### 【環境施策】1-1 環境回復活動の推進

- 環境回復活動を推進します

## 目標

放射性物質による汚染からの環境回復と市民の不安の解消、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出の加速化等を目指します

### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成32) 年度	2024(平成36) 年度	
放射線についての不安・心配の減少(放射線による人体への影響)(%)	45.1	30.0	20.0	除染対策課

## 推進方針

「追加被ばく線量が年間1ミリベクレル(空間線量率が毎時0.23マイクロベクレル)以下」になっていない宅地等におけるフォローアップ除染や環境回復に向けた取り組みを実施します

### [主要施策]

#### 1-1-1 環境回復活動の推進

施策項目	主な取組	主体
環境回復活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「追加被ばく線量が年間1ミリベクレル(空間線量率が毎時0.23マイクロベクレル)以下」になっていない宅地等においてフォローアップ除染や環境回復に向けた取り組みを行います</li> <li>● 森林・河川・湖沼等について環境回復に向けた検討及び国との調整を行います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(除染対策課)</li> </ul>

#### 1-1-2 除去土壌等の仮置場等からの搬出の加速化

施策項目	主な取組	主体
除去土壌等の仮置場等からの搬出の加速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除去土壌等について、中間貯蔵施設への搬出の加速化及び減容化、再生資材化に取り組みます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(除染対策課)</li> </ul>

### [市の環境配慮方針]

- 国に対し、環境回復に向けた取り組みへの支援や、除去土壌等の速やかな搬出を強く要望します。

## 【環境施策】 1 - 2 市民の不安軽減

- 健康管理対策を進め、市民の心身の不安の軽減を図ります

### 目 標

放射線に関する講習会受講者数(延べ人数)2,000人を目指すとともに、18歳以下、内部被ばく検診受診率100%を目指します

#### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
放射線に関する教育・講習会の受講者数(延べ人数)の増加(人)	1,082	2,000	2,000	生活環境課 健康づくり課
18歳以下、内部被ばく検診の受診率の向上(%)	61.2	100.0	100.0	健康づくり課
19歳以上、内部被ばく検診の受診率の向上(%)	5.8	20.0	15.0	健康づくり課

### 推進方針

健康管理対策として、環境放射線や食品をはじめとした放射線に関する情報提供や内部被ばく検診を推進し、市民の心身の不安の軽減を図ります

#### [主要施策]

##### 1-2-1 環境放射線モニタリング調査の実施と情報発信

施策項目	主な取組	主体
環境放射線モニタリングの実施と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境放射線モニタリング調査、大気浮遊じんモニタリング調査を継続し、その結果については、広報や市ホームページで公表し、わかりやすく情報発信を行います</li> <li>● 身近な放射線量の把握のため、放射線測定器の貸し出しを行い、市民の心身の不安の軽減に努めます</li> <li>● 除染による除去土壌の仮置場において、モニタリング調査による放射線量の把握を行います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(生活環境課、除染対策課)</li> <li>● 県</li> <li>● 国</li> </ul>

モニタリング調査：監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視ともいう。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的。環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種(指標種)を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリング調査の1つである。



### 1-2-2 農産物・飲料水などの放射性物質モニタリング調査による食の安全確保

施策項目	主な取組	主体
食の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用野菜などの放射性物質モニタリング調査を行い、食の安全を確保します</li> <li>水道水、井戸水の放射性物質モニタリング調査を実施し、飲料水の安全を確保するとともに、安全・安心な水道水を供給するための施設整備を行います</li> <li>学校給食放射性物質モニタリング調査を実施し、児童・生徒の安心の確保と保護者の不安軽減を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課、水道課、学校教育課、幼児教育課）</li> </ul>

### 1-2-3 心身の健康管理

施策項目	主な取組	主体
健康管理による安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部被ばく健診と、外部被ばく検査を実施し、市民生活の安全と安心の確保を図ります</li> <li>放射線健康相談窓口を開設し、きめ細かい個別相談と正しい情報の提供を行い、提供市民一人ひとりの放射線に対する不安の軽減を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（健康づくり課）</li> <li>県</li> <li>国</li> </ul>

### 1-2-4 放射線教育の推進

施策項目	主な取組	主体
放射線教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校における、放射線教育を推進し、児童生徒の放射線についての正しい理解を深めます</li> <li>大学教授や学識経験者等、放射線の専門家を講師として招聘して座談会やシンポジウムを開催し、放射線の基礎知識や食品の放射能について市民にわかりやすく解説することにより、放射線に対する正しい知識の普及を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（健康づくり課、生活環境課）</li> <li>県</li> <li>国</li> </ul>

### [ 市の環境配慮方針 ]

- 市民の心身の不安を軽減するために、放射線に関する情報提供や内部・外部被ばく検査を推進します

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 地域の放射線量を把握し、安全性の理解を深めましょう
- モニタリング検査により安全が確認された農林水産物の消費について安全性の理解を深めましょう
- 自家産の野菜などの食材は、モニタリング検査により安全を確認しましょう
- 放射線の正しい知識の習得に努めましょう
- 県や市が行う健康管理や検査などに積極的に協力しましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 販売する農林水産物は適正な検査を行いましょう
- モニタリング検査により安全が確認された食材や資材を利用しましょう
- 県や市が行う健康管理や検査などに積極的に協力しましょう

## 環境目標 2 豊かな自然の再生と創造

豊かな自然とともに、その中で育まれた生態系と人の営みを守り育てるだけでなく、次代への継承をしていきます。

### 【環境施策】2 - 1 緑の保全と創造

- 緑や水辺の整備により、水と緑のネットワークを構築します
- 水と緑のネットワークの構成要素である、里山や郷土の自然の面影を残す屋敷林・社寺林、公園などの緑の保全・保護に努めます

## 目標

在来植生を保全しながら、市民植樹祭、森林整備(間伐等)、海岸防災林の復旧などを効果的な場所を実施し、水と緑のネットワークを再構築します

### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成32) 年度	2024(平成36) 年度	
緑のネットワークをつなげるための市民植樹祭及び植樹活動の実施回数の増加(回/年)	5	10		生活環境課 農林整備課

## 推進方針

里山、屋敷林、社寺林、公園・緑地、水田・畑などを「身近な緑の中核」として保全し、河川敷や海辺、道路沿いを「緑の回廊」として緑化を推進することにより、身近な緑の中核を結ぶ「水と緑の生態系ネットワーク」を形成し、野生生物の生息空間にも配慮した緑の保全と創造に努めます

### [主要施策]

#### 2-1-1 屋敷林、社寺林などの保全と保護

施策項目	主な取組	主体
屋敷林、社寺林の保全と保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋敷林や社寺林などの身近な緑の保全と保護に努めます。特に、田園に多く点在する屋敷林、防潮林及び同慶寺、冠嶺神社、初発神社、医徳寺などの社寺林を対象とします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(農林整備課)</li> <li>● 市民</li> <li>● 関係団体</li> </ul>

## 2-1-2 河川敷や海辺の緑化

施策項目	主な取組	主体
自然に配慮した河川や海辺の整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市が管理する準用河川や普通河川では、自然に配慮した整備・管理に努めます</li> <li>● 真野川・新田川・太田川・小高川などの二級河川や海辺についても、自然に配慮した整備・管理を推進するよう、関係機関に要請します</li> <li>● 福島県の実施する海岸防災林整備とともに、沿岸部を中心に市民植樹祭を開催し、海辺の緑化を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（土木課、農林整備課）</li> <li>● 県</li> <li>● 国</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

## 2-1-3 森林の再生

施策項目	主な取組	主体
森林の公益的機能回復と放射線量低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林の下刈りや間伐、主伐、造林、樹種転換等の森林整備を実施することで、放射性物質の低減、流出防止を図ります</li> <li>● きのご等の生産の場、自然レクリエーションの場として活用する区域については、放射性物質の低減及び森林整備を優先的に推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（農林整備課）</li> </ul>

### [ 市の環境配慮方針 ]

- 市有地や公共施設の敷地内の植樹など緑化に努めます
- 市が管理する公有林の適切な整備に努めます
- 間伐などの適切な森林整備が図られるよう、林業関連団体などに対して、必要な支援を行います
- 国や県に対し、緑の保全と再生への配慮や支援を要請します
- 公共工事等の実施において、緑の保全と再生の主体的な役割を担います。また、植生自然度の高い地域への立地を回避するとともに、已むを得ず伐開する場合には、林縁の復元を行います

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 森林所有者は、森林の多面的機能を理解し、所有森林の整備に努めましょう
- 市民植樹祭をはじめとした緑の保全と再生のための活動に参加しましょう
- 屋敷林、社寺林の保全と保護の主体的な役割を担いましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 森林所有者は、森林の多面的機能を理解し、所有森林の整備に努めましょう
- 市民植樹祭をはじめとした緑の保全と再生のための活動に参加しましょう

## 【環境施策】2 - 2 生物多様性 の確保

- 野生生物の生息・生育環境を確保し、豊かな生態系を育成します

### 目 標

希少となった野生生物の保護を目的に、動植物に関する調査を実施するとともに、調査結果を踏まえた対策により、野生生物の生息空間を確保し、豊かな生態系 の育成を目指します

#### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
被災後の植生の変遷、生育確認のため実施する動植物等調査箇所数(博物館等による継続調査)(箇所)	30	32	32	生活環境課 博物館

### 推進方針

野生生物の生息・生育環境を確保し、豊かな生態系を育成します

#### [ 主要施策 ]

##### 2-2-1 野生生物の生息空間の保全と保護

施策項目	主な取組	主体
野生生物の重要な分布地の保全と保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>大穴鍾乳洞(鹿島区)や立石鍾乳洞群(真野川渓谷沿い)、真野川、新田川・水無川、太田川の上流域、さらに、新田川、鶴江川、小高川の下流域には、貴重な野生生物の生息環境が形成されており、今後も野生生物の重要な生息空間として保全と保護に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市(生活環境課、農林整備課、博物館)</li> <li>市民</li> <li>関係団体</li> </ul>
白鳥・カモ類渡来地の保全と保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>小高区や原町区にある白鳥やカモ類などの渡来地は、水鳥にとっての重要な生息空間であるとともに、市民が自然と親しむ空間でもあることから、渡来地の保全と保護に努めます</li> </ul>	
特に重要な種の保全と保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福島県野生動植物の保護に関する条例」で、特に絶滅のおそれの高い種として指定されている「福島県特定野生動植物」のうち、本市で生息が確認されているクマガイソウ(植物)と、動物ではゼニタナゴ、ヒヌマイトトンボについて、その生育・生息空間を含めて保全と保護に努めます</li> </ul>	

ホタル・タガメ・トンボ類の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホタル・タガメ・トンボ類など、希少となった昆虫の生息空間を確保するため、田園地区において、身近な緑、水田・畑、湿地などの保全と保護に努めます</li> </ul>	
外来生物の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系へ大きな影響を与える外来種の把握や被害の防止に向けた啓発など、防止対策に努めます。</li> </ul>	

### [市の環境配慮方針]

- 野生生物の生息・生育空間の把握、豊かな自然環境を維持する仕組みづくりにおける、主体的な役割を担います
- 公共工事等の実施において、用地の選定に当たっては、野生生物の生育・生息、渡来、繁殖空間の確保に配慮します
- 公共工事等の実施において、緑のネットワークの形成に配慮し、野生生物の生育・生息空間の整備に努めます
- 緑地などの管理に当たっては、農薬や化学肥料の使用量の削減に努め、周辺の生態系の保全に努めます
- 野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法の採用を検討します

### [市民の環境配慮方針]

- 自然との共生について私たち一人ひとりが考え、暮らしのなかで、身近なところから自然に配慮しましょう
- 動植物に関する調査に参加しましょう
- バードウォッチングや樹木ウォッチングなどで、自然を観察しましょう
- 身近な緑や野生生物などの自然を大切にしましょう
- 実のなる木やさまざまな植物を植え、鳥や昆虫などの生き物呼び寄せましょう
- 庭や家庭菜園では、無農薬を心掛けましょう

### [事業者の環境配慮方針]

- 自然との共生について私たち一人ひとりが考え、事業活動など、身近なところから自然に配慮しましょう
- 動植物に関する調査に参加しましょう
- バードウォッチングや樹木ウォッチングなどで、自然を観察しましょう
- 身近な緑や野生生物などの自然を大切にしましょう
- 実のなる木やさまざまな植物を植え、鳥や昆虫などの生き物呼び寄せましょう
- 農薬の使用量の低減に努めましょう

生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれ、これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支え合って生きている。生物多様性条約では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしている。

生態系：自然界に存在する全ての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている自然界のバランスは、1つが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

## 【環境施策】2-3 水辺環境の復元と創造

- 自然に配慮した水辺環境を復元し創造します

### 目標

水辺環境における生態系の復元と創造を目指します

#### 総合指標

指標	現状値 2015（平成 27）年度	目標値		担当課
		2020（平成 32）年度	2024（平成 36）年度	
市内の河川における多自然型水路保全 や水辺復元の累計整備箇所数（箇所）	3	4	4	農林整備課 小高区産業 建設課

### 推進方針

水路や護岸整備、新たな開放水域における自然環境の創出などを通じて、水辺環境における生態系の復元と創造を推進します

#### [ 主要施策 ]

##### 2-3-1 多自然型水路の保全と創出

施策項目	主な取組	主体
多自然型水路の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が管理する準用河川や普通河川の改修に際しては、可能な限り自然に配慮した整備・管理に努めるとともに、多自然型水路の保全を図ります</li> <li>● 真野川、新田川、太田川、小高川などの二級河川や海辺の改修等についても、自然に配慮した整備・管理を推進するよう、関係機関に要請します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（生活環境課、農林整備課）</li> <li>● 県</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

##### 2-3-2 新たな開放水域における生態系の創造

施策項目	主な取組	主体
新たな開放水域の生態系の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな開放水域においては、開発をしつつも、津波被害後に形成された生態系を保全するよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（生活環境課、農林整備課）</li> <li>● 県</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

[市の環境配慮方針]

- 国や県に対し、開放水域の維持と生態系の創造への配慮や支援を要請します
- 河川整備や解放水域の整備において、水辺環境の復元と創造の主体的な役割を担います。そして、自然に配慮した親水空間の整備に努めます

[市民の環境配慮方針]

- 生き物にやさしい暮らしを通じて、生態系の保全に貢献しましょう

[事業者の環境配慮方針]

- 生き物に配慮した事業活動を通じて、生態系の保全に貢献しましょう

---

多自然型水路：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出した水路。



## 【環境施策】 2-4 農地の再生と創造

- 農業・集落は、農業生産活動を通じて、水や大気、物質の循環等に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています。これらの多面的機能を十分に発揮できるよう、農業の持続的発展に努めます

### 目 標

津波被害を受けた農業生産環境の再生し、農用地面積7,000haを維持するとともに、それを担う農業従事者の維持を目指します。

#### 総合指標

指標	現状値 2015（平成27）年度	目標値		担当課
		2020（平成32）年度	2024（平成36）年度	
農地の再生と整備による農用地面積の維持（ha）	7,272	7,100	7,000	農政課

### 推進方針

津波被害を受けた農業生産環境の再生を進めていきます  
農業・集落は、農業生産活動を通じて、水や大気、物質の循環等に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています。これらの多面的機能を十分に発揮できるよう、農業の持続的発展に努めます

## [ 主要施策 ]

### 2-4-1 農地の再生

施策項目	主な取組	主体
農畜産業の生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地や農業用施設の復旧を推進します</li> <li>● 大区画ほ場整備 を推進します</li> <li>● 灌漑排水施設等の整備を推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（農林整備課、小高区および鹿島区産業建設課）</li> </ul>

### 2-4-2 農地の保全と整備

施策項目	主な取組	主体
公益的機能の維持と増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農村の持つ国土保全や水源涵養等の多面的機能の維持や景観の保全のため、地域住民による農地や農業用施設の保全活動を促進します</li> <li>● 環境保全型農業、特別栽培農作物の生産、有機農業など環境にやさしい農業を推進するため、情報の提供や普及・指導の強化を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（農政課、農林整備課）</li> <li>● 県</li> <li>● 事業者</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

農業用ため池の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用ため池については、放射性物質の低減対策に努めながら、農業の生産の向上と生態系保全などに配慮して、それぞれに適した整備を行います</li> </ul>	
農業用水路の適切な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然に配慮した工法の採用など、市等が管理する農業用水路の適切な整備に努めます</li> </ul>	

### 2-4-3 有害鳥獣対策の推進

施策項目	主な取組	主体
有害鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ、ニホンザル等の有害鳥獣による被害を抑えるため、捕獲活動とともに防護柵等の農地への侵入防止、里山の管理による緩衝地の設定など、地域ぐるみの活動を支援し、野生生物の奥山生息の本来あるべき姿に戻すよう努めます。また、生息環境対策など新たな視点による対策を関係機関と連携して進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（農政課）</li> <li>市民</li> </ul>

#### [ 市の環境配慮方針 ]

- 国や県に対し、農業による多面的機能発揮に配慮した、農業基盤整備や支援を要請します
- 農畜産業の生産基盤の整備を推進し、農地を再生します
- 農薬や化学肥料を低減した環境にやさしい農業を行う農業者を支援します
- 農業復興組合等による農地、農業用水路等の保安全管理活動を支援します
- 有害鳥獣対策の主体的な役割を担うとともに、有害鳥獣対策に関する地域ぐるみの活動を支援します

#### [ 市民・事業者の環境配慮方針 ]

- 農業・集落の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に参加しましょう
- 農薬や化学肥料を低減した農作物の生産に取り組みましょう
- 有害鳥獣対策に自主的に取り組むとともに、市や関係機関の取り組む対策に協力しましょう。

ほ場整備：土地改良事業の、区画整理（土地の区画形質の変更）のこと。

## 【環境施策】 2-5 自然との触れ合いの場の創出

- 市民が利用しやすい、自然との触れ合いの場と機会を創出するとともに、市民とともにその環境を維持していきます

### 目標

自然とふれあえる環境の創出とともに、心理的な不安の解消に努めます

#### 総合指標

指標	現状値 2015（平成 27）年度	目標値		担当課
		2020（平成 32）年度	2024（平成 36）年度	
農家民宿数の増加（件）	6	8	10	農政課

### 推進方針

市民が利用しやすい、自然との触れ合いの場と機会を創出するとともに、市民とともにその環境を維持していきます

#### [ 主要施策 ]

##### 2-5-1 市民参加の維持管理体制の確立

施策項目	主な取組	主体
市民参加の維持管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加による公園をはじめとする施設の維持管理体制の確立を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（都市計画課）</li> <li>● 市民</li> </ul>

##### 2-5-2 遊歩道の整備

施策項目	主な取組	主体
遊歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然に配慮しながら二級河川沿いの遊歩道整備を推進するよう、関係機関に要請します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（都市計画課）</li> <li>● 県</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

##### 2-5-3 都市・農村交流の推進

施策項目	主な取組	主体
都市・農村交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンツーリズムやサーフツーリズムにより、本市の豊かな自然と触れあう機会の創出を推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（農政課・観光交流課）</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

### [ 市の環境配慮方針 ]

- 国や県に対し、河川整備等における自然との触れ合いの場の創出や支援を要請します
- 自然との触れ合いの場の創出と維持における主体的な役割を担います
- 公共工事において、自然と親しめる場所の創出を工夫するとともに、市民参加の維持管理体制を構築します

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 自然との触れ合いの場の維持に協力しましょう
- 公園や河川の自然観察コースの散策を通して、自然とふれあいましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 自然との触れ合いの場の維持に協力しましょう

## 環境目標 3 快適で環境にやさしい都市環境の創造

快適さや心地よさを感じるだけでなく、環境にやさしい生活を負担に感じることなく実践できる、都市環境を創造していきます。

### 【環境施策】 3-1 公園等の拡充

- 公共空間や民地における緑の保全と創出を進めます

## 目 標

公園面積が十分でない区の公園等の整備を推進し、1人当たりの都市公園面積 30.0 m<sup>2</sup>以上 を目指します

### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
公園等の整備による1人当たりの都市公園面積の増加(m <sup>2</sup> /人)	17.53	30.0以上		都市計画課
公園等の整備による1人当たりの公園等の施設緑地面積の増加(m <sup>2</sup> /人)	26.5	30.0以上		都市計画課

南相馬市都市公園条例による1人当たりの都市公園面積目標

## 推進方針

公共空間における緑の保全と創出を推進します  
民地における緑の保全と創出を推進します

### [ 主要施策 ]

#### 3-1-1 公園・緑地等の整備

施策項目	主な取組	主体
公園・緑地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の憩いの場所となる身近な公園（街区公園、ポケットパーク、農村公園・広場等）や都市公園、森林公園、総合運動公園の整備を自然環境との共生等に配慮して推進するとともに、自然観察公園などを設置し、ケヤキなどの本市の潜在自然植生に配慮した緑化を行います。また、現在の公園を適切に整備していきます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（都市計画課）</li> <li>県</li> </ul>

### 3-1-2 市街地の宅地や事業所の緑化

施策項目	主な取組	主体
市街地の宅地や事業所の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住宅の生垣化や木・花の植栽などを推奨するとともに、市民への苗木配布などによって、緑化を推進します。また、住宅地においては、緑の中のゆとりある環境形成を図ります</li> <li>事業者に対しては、工場・事業所の緑化や商店街の緑化などの指導に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（都市計画課）</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> </ul>

### 3-1-3 道路沿いの緑化

施策項目	主な取組	主体
沿道の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道の緑化推進に努めます。また、相馬浪江線、原町川俣線などの県道や国道6号においては、街路樹や植栽などの維持管理・充実を図るよう、関係機関に要請します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（都市計画課）</li> <li>県</li> <li>国</li> <li>関係機関</li> </ul>

#### [ 市の環境配慮方針 ]

- 国や県に対し、道路整備等における街路樹や植栽の維持管理・充実を要請します
- 公共空間における緑の保全と創造の主体的な役割を担います
- 市役所や公共施設等において、事業所の敷地内の植樹など、緑化に努めます

#### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 庭やベランダに木や花を植えたり、生垣を設置するなどして、家庭の緑を増やしましょう
- 不用となった樹木は必要な人に譲るなどして、有効に利用しましょう
- 身近な都市公園の公園等の維持に協力しましょう

#### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 事業所の敷地内の植樹や、商店街の鉢植えなど、緑化に努めましょう
- 不用となった樹木は必要な人に譲るなどして、有効に利用しましょう
- 身近な都市公園の公園等の維持に協力しましょう

## 【環境施策】 3 - 2 景観の保全

- 自然と調和のとれた街並みづくりを進めます

### 目 標

自然と調和する、景観の質の向上を目指します

#### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
緑豊かな景観づくり事業(実施箇所数の増加)(箇所)	34	37	40	都市計画課 生活環境課

### 推進方針

自然と調和のとれた、景観に配慮した街並みづくりを進めます

#### [ 主要施策 ]

##### 3-2-1 街並みづくり

施策項目	主な取組	主体
特色あるふるさと景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然景観や由緒ある歴史景観等と調和した街並み整備を推進するとともに、市民主導の花と緑のまちづくり運動や生垣設置補助等を促進し、特色あるふるさと景観の形成に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(都市計画課)</li> <li>● 市民</li> <li>● 事業者</li> </ul>
やすらぎのある街並み景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 看板や広告塔の設置に当たっては規制の促進などを図るとともに、緑道の整備や電線・電柱の地中化を図ることにより、やすらぎのある街並み景観づくりに努めます</li> </ul>	

##### 3-2-2 環境美化の推進

施策項目	主な取組	主体
環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境美化を進めるために、緑地、歩道、側溝などを適切に管理していきます</li> <li>● 散乱ごみ対策や不法投棄防止対策、放置自転車対策を推進するとともに、市民主導の環境美化活動や景観形成活動への支援制度を強化します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(生活環境課、都市計画課)</li> <li>● 市民</li> <li>● 事業者</li> </ul>

### [ 市の環境配慮方針 ]

- 自然と調和した景観形成を誘導します
- やすらぎのある景観づくりの主体的な役割を担います
- 公共施設の周囲は花や木を植えたり、清掃するなどして美化に努めます
- 緑地、歩道、側溝などの管理を適切に行い、美観の保持に努めます
- 公共工事においては、景観保全に配慮した事業の実施に努めます

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 自然と調和した景観形成に協力しましょう
- 環境美化の推進に協力しましょう
- ごみのポイ捨て、たばこの投げ捨ては絶対に止めましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 事業所の周囲に花や木を植えたり、清掃するなどして、美化に努めましょう
- ごみのポイ捨て、たばこの投げ捨ては絶対に止めましょう
- 看板や広告塔の設置に当たっては、周辺の景観との調和に配慮しましょう



## 【環境施策】 3 - 3 空き家対策

- 空き家を起因とした事件・事故の防止とともに、利活用を進めます

### 目 標

所有者による空き家の適正管理を促進するとともに、関係法令に則った対応を行うことにより、空き家に起因する生活環境の悪化を防ぎます

#### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
空き家に関する苦情数の減少(件)	35	25	20	生活環境課 建築住宅課

### 推進方針

空き家の実態を調査により把握するとともに、適切な対応を図り、空き家に起因する事件・事故を未然に防ぎます

#### [ 主要施策 ]

##### 3-3-1 空き家対策

施策項目	主な取組	主体
空き家実態調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家対策を検討するため、市内の空き家の実態調査を実施し、現状把握を行います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(建築住宅課、生活環境課)</li> </ul>
空き家の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家について、所有者に対し適正管理を求めます</li> </ul>	
空き家・空き地バンクへの登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の空き家・空き地について、空き家・空き地バンクへの登録による利活用を推進し、新たな使用者により適切な利活用につなげます</li> </ul>	

#### [ 市の環境配慮指針 ]

- 空き家の実態調査や、市民・事業者からの情報提供により把握します
- 空き家への適切な対応を図り、空き家に起因する苦情の発生を未然に防ぎます

#### [ 市民・事業者の環境配慮指針 ]

- 空き家の適正管理に努めましょう
- 空き家・空き地バンク等を活用し、空き家の利活用に努めましょう

## 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全

公害の抑制とともに、廃棄物の減量化や再資源化により、環境への負荷が低く、安全で安心な生活環境を維持していきます。

### 【環境施策】 4 - 1 大気環境の保全

- 大気汚染物質の排出量の抑制を継続し、良好な生活環境を維持します

## 目標

環境基準の達成を継続していきます  
光化学オキシダントの改善を目指します

### 総合指標

指標	現状値 2015（平成27）年度	目標値		担当課
		2020（平成32）年度	2024（平成36）年度	
大気汚染物質に係る環境基準達成率向上（％）	80	100	100	生活環境課

## 推進方針

大気汚染物質の排出量の抑制を継続し、生活環境の維持・改善を図ります

### 〔主要施策〕

#### 4-1-1 固定発生源（事業場等）対策

施策項目	主な取組	主体
工場・事業場に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大気汚染防止法」や「福島県生活環境の保全等に関する条例」などの遵守はもとより、工場・事業場から排出される大気汚染物質や有害大気汚染物質を削減するよう、県と連携しながら指導に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>県</li> <li>関係機関</li> </ul>
ごみ焼却施設における有害化学物質の発生抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類などの発生を法基準や施設管理基準以下に維持していくために、ごみ焼却施設の焼却管理や排ガス処理等、適切な運転管理に努めます</li> </ul>	
野焼き対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携しながら、違法な野焼きの監視に努めます</li> </ul>	

#### 4-1-2 移動発生源（自動車排出ガス）対策

施策項目	主な取組	主体
公共交通機関や自転車の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者には、公共交通機関や自転車の利用への転換を呼びかけます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課、財政課、都市計画課、土木課）</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>県</li> <li>関係機関</li> <li>関係団体</li> </ul>
低公害車の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者に、低公害車の導入を呼びかけます</li> <li>本市で自動車を購入する際には、可能な限り低公害車の導入に努めます</li> </ul>	
自動車排出ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車排出ガスの削減に向けて、市民・事業者に、ノーマイカーデーやアイドリングストップへの協力を呼びかけます</li> </ul>	
沿道緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑による二酸化炭素や大気汚染物質の吸収・吸着機能を考慮し、市道の緑化促進に努めます</li> <li>相馬浪江線、原町川俣線などの県道や国道6号については、街路樹や植栽などの維持管理・充実を図るよう、関係機関に要請します</li> </ul>	
円滑な交通体系の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な交通を確保するため、路上駐車禁止等について関係機関と連携しながら指導に努めます</li> <li>一方通行化などの交通規制や適切な道路整備など、総合的な交通体系の整備を促進するよう、関係機関に要請します</li> </ul>	

#### 4-1-3 悪臭に関する発生防止対策

施策項目	主な取組	主体
工場・事業場に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>「悪臭防止法」などの遵守はもとより、工場・事業場から発生する悪臭を防止するよう、県と連携しながら指導に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> <li>県</li> <li>事業者</li> </ul>

公害：環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下、(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、この7種類は「典型7公害」と呼ばれている。

環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に大気、水質、土壌、騒音、振動をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

### [ 市の環境配慮方針 ]

- 大気汚染物質の排出量の抑制に関する適切な指導を担います
- 公共工事の実施に当たっては、粉塵等の飛散防止などに努め、周辺環境への負荷を低減します
- 大気汚染、悪臭の未然防止のための施設、緩衝地帯を確保に努めます
- 焼却炉やボイラーは適正な焼却管理と排ガス処理を行います
- 適用可能な最善の処理施設の設置などによる、ばい煙などの汚染物質の削減に努めます
- 大気環境の監視を継続します

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 公共交通機関や自転車を利用し、極力マイカーの使用を控えましょう
- 急発進や空ぶかしをせず、環境にやさしい運転を心掛けましょう
- ノーマイカーデーやエコドライブ運動に参加しましょう
- 車の購入の際には、低公害車を購入するように努めましょう
- ダイオキシン類をはじめとした有害物質の発生などを防止するため、ごみの野焼き（自家焼却）は止めましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 事業活動において、大気汚染物質の排出量の抑制を継続しましょう
- 通勤の際には、公共交通機関や自転車の利用、相乗りを奨励し、マイカーの使用を極力控えましょう
- 急発進や空ぶかしをせず排出ガスを少なくする運転を心掛けましょう
- ノーマイカーデーやエコドライブ運動に参加しましょう
- 物流の効率化を図り、車両走行量を抑制しましょう
- 車の購入の際には、排出ガスの少ない低公害車を導入しましょう
- ダイオキシン類をはじめとした有害物質の発生などを防止するため、ごみの野焼き（自家焼却）は止めましょう

## 【環境施策】 4 - 2 騒音・振動対策

- 騒音・振動対策を継続し、良好な生活環境を維持します

### 目 標

環境基準値の達成を継続していきます

#### 総合指標

指標	現状値 2015（平成 27）年度	目標値		担当課
		2020（平成 32）年度	2024（平成 36）年度	
環境騒音に係る環境基準達成率 維持（％）	100	100	100	生活環境 課
騒音苦情件数の減少（件/年）	26	20	15	生活環境 課
住まいの近隣環境（静かだと感 じている）の向上（％）	55.3	60	65	生活環境 課

### 推進方針

騒音・振動監視体制を継続するとともに、良好な生活環境を維持します

#### 〔主要施策〕

##### 4-2-1 工場・事業場に対する指導強化

施策項目	主な取組	主体
工場・事業場に対する指導強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「騒音規制法」、「振動規制法」や「福島県生活環境の保全等に関する条例」の遵守はもとより、工場・事業場から発生する騒音・振動を防止するよう指導に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（生活環境課）</li> <li>● 県</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

##### 4-2-2 道路沿道での騒音・振動対策

施策項目	主な取組	主体
道路沿道での騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路沿道での騒音防止のため、市道の緑化推進に努めます。相馬浪江線、原町川俣線などの県道や国道6号については、街路樹や植栽帯などの維持管理・充実を図るよう、関係機関に要請します</li> <li>● 市街地等への大型車進入による騒音・振動について、関係機関に要請します</li> <li>● 常磐自動車道による騒音・進藤低減に向けて、遮音壁の設置・高機能舗装等、騒音・振動に対する有効な対策を要望していきます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（土木課、生活環境課）</li> <li>● 県</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

### [ 市の環境配慮方針 ]

- 国や県、NEXCO 東日本に対し、道路整備等における騒音・振動対策の充実を要請します
- 騒音・振動の防止に関する適切な指導を担います
- 公共工事の実施に当たっては、低騒音型機械を使用し、周辺環境への負荷を低減します
- 騒音・振動の未然防止のための施設、緩衝地帯を確保に努めます
- 騒音・振動の未然防止のため、工事実施箇所の環境監視に努めます

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 自動車の運転をするときは交通ルールを守り、騒音をできるだけ抑えましょう
- 楽器、テレビやステレオ、掃除の音などが隣家の迷惑にならぬよう、時間帯や音量に配慮しましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 機械や車両の稼動に伴って発生する騒音・振動を抑制しましょう
- 自動車を運転するときには、交通ルールを守り、騒音をできるだけ抑えましょう

## 【環境施策】 4 - 3 水環境と水循環の保全

- 河川や地下水の水質汚濁を低減し、健全な水の循環を確保します

### 目標

水質汚濁防止を図り、水質基準を達成するとともに、健全な水の循環を目指します

### 総合指標

指標	現状値 2015(平成 27)年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
汚水処理人口普及率の増加(%)	77.3	82.4	85.0	下水道課
合併処理浄化槽設置補助金利用 累計設置基数の増加	326	1,326	1,778	下水道課
公共用水域の環境基準達成率 (大腸菌群数)の向上(%)	42.8	71.4	100	生活環境課

### 推進方針

河川や地下水の水質汚濁を低減し、健全な水の循環を確保します

## 【主要施策】

### 4-3-1 安全な飲料水の供給

施策項目	主な取組	主体
水道整備事業の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全でおいしい水の安定供給に向けて、水需要に応じた水源の増設・改修や上水道、簡易水道の拡張事業の推進等により水道施設の整備を図るとともに水源の保全を行い、水質管理の徹底に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市(水道課)</li> <li>事業者</li> <li>関係機関</li> </ul>
水源の水質の 保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたって、現在の水道水源の水質の保護に努めます</li> </ul>	

### 4-3-2 水質汚濁の防止

施策項目	主な取組	主体
公共施設からの 排水、汚濁負荷 水の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設からの排水、汚濁負荷の削減に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市(生活環境課、下水道課、農林整備課、農政課)</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>県</li> <li>関連機関</li> <li>関係団体</li> </ul>

工場・事業場に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水質汚濁防止法」や「福島県生活環境の保全等に関する条例」などの遵守はもとより、工場・事業場による水質汚濁を防止するよう、県と連携しながら指導に努めます</li> </ul>	
公共下水道整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテルが飛び交うきれいな川や水辺を残すため、公共下水道事業の推進、農業集落排水整備事業、合併処理浄化槽の普及など、水環境にやさしい事業を実施するとともに、市街地における雨水対策を推進します</li> </ul>	
環境保全型農業による水系・農地等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地が持つ自然循環型機能を維持・増進することにより、将来にわたり持続可能な農業の確立を図るため、化学肥料の適正施肥や農薬の適正散布を指導し、水系・農地等の保全を推進します</li> </ul>	
畜産業に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産業からの汚水排水による水質汚濁防止のため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」などに基づき、家畜ふん尿等の適正処理を指導します</li> </ul>	

#### 4-3-3 水循環の確保

施策項目	主な取組	主体
節水や合理的水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>蛇口に節水コマや節水型器具を設置し、水の再利用や有効利用を図ることにより節水に努めます</li> <li>また、洪水対策や水源のかん養 などに対し、貯水可能なダム機能により水量を調整し、合理的な水利用に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（水道課、下水道課、生活環境課）</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>県</li> <li>関連機関</li> <li>関係団体</li> </ul>
工場・事業場に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>水循環を確保するため、工場・事業所での節水・漏水対策及び水の循環利用について、関係機関と連携しながら啓発促進に努めます</li> </ul>	
雨水浸透機能の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の開発に対して雨水の地下浸透工法の採用を呼びかけるとともに、本市の行う工事についても地下浸透工法の採用に努めます</li> </ul>	
上水道における漏水対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>水の効率的活用を図るため、給配水管の漏水原因である老朽管の計画的な布設替と漏水調査を実施するとともに、適切な管理に努めます</li> </ul>	



### [ 市の環境配慮方針 ]

- 安全な水道水を供給します
- 水質汚濁防止に関する適切な指導を担います
- 市役所や公共施設からの汚水を減らすように努めます
- 水循環の確保に関する適切な指導を担います
- 市役所や公共施設への節水型器具の設置などにより、節水に努めます
- 下流河川の流下能力を考慮し、必要に応じた調整池や遊水池の設置について検討します
- 市役所や公共施設等への雨水利用設備や排水再利用施設の導入などにより、合理的な水の利用に努めます
- 公共用水域の水質監視を継続します

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 炊事や洗濯を工夫するとともに、風呂の残り水を洗濯に利用するなど、節水に心掛けましょう
- まとめ洗いをし、洗剤は必要以上に使わないようにしましょう
- 天ぷらに使った油などの廃油は可燃ごみとして収集してもらうなどして、流しなどに流さないようにしましょう
- 台所の排水口に水切りネットを使用し、野菜くずなどのごみが流れないようにしましょう
- 路上での洗車は止め、オイル交換の廃油は流さないようにしましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 雨水貯留槽や節水型器具を設置し、水の再利用や有効利用を行って、節水に努めましょう
- 排水処理施設の維持管理を行って、有害物質や過大な有機物等を含む産業排水を適正に処理しましょう
- 商店や事業所からの排水、汚水を減らすように努めましょう

---

かん養：森林や自然の土、湿地や水田などの農地が雨水を地面に浸透させたり、急激に川などに流れ込まないように貯留したりして、降雨を地表及び地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、降雨の河川などへの放流を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止などを維持・増進する自然の働きを総称している。

## 【環境施策】 4 - 4 化学物質の安全対策・土壌汚染対策

- 有害物質の排出抑制を継続するとともに、土壌汚染対策を適切に進め、良好な生活環境を維持します

### 目 標

特定有害物質による土壌汚染の防止を目指します

#### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
市内における土壌汚染 指定区域の減少	1	0	0	市(生活環境課 県)

### 推進方針

化学物質の適切な使用及び的確な情報収集・提供を推進します

また工場跡地等の再開発などに伴い、重金属や揮発性有機物質などによる土壌汚染による健康被害を生じさせないように努めます

#### [ 主要施策 ]

##### 4-4-1 化学物質の適正管理

施策項目	主な取組	主体
工場・事業場に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「毒物及び劇物取締法」、「農薬取締法」、「PRTR法」などの法令により定められている規制対象物質の適正管理はもとより、「福島県化学物質適正管理指針」に基づき、工場・事業場に対して有害物質の適正管理を徹底するよう、県と連携しながら指導に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市(生活環境課)</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>県</li> <li>関連機関</li> <li>関係団体</li> </ul>

##### 4-4-2 土壌汚染の適正処理

施策項目	主な取組	主体
土地の所有者、管理者、占有者等への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌の汚染が判明した場合は、周辺に健康被害を生じさせないために、関係法令に基づき、県と連携し適切な指導等を行います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市(生活環境課)</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>県</li> </ul>

PRTR：化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。1999年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化。

#### 4-4-3 化学肥料や農薬の使用量低減及び有機肥料の利用促進

施策項目	主な取組	主体
化学肥料や農薬の使用量低減及び有機肥料の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系の基盤である土壌を保全するため、化学肥料や農薬の使用量低減及び有機肥料の使用促進を呼びかけます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（農政課）</li> </ul>

#### [ 市の環境配慮方針 ]

- 土壌汚染に関し、県と連携し適切な指導等を担います
- 適用可能な最善の処理施設の設置などによる、化学物質の適正管理等の指導に努めます

#### [ 市民・事業者の環境配慮方針 ]

- 成分表示を見るなど、身の回りの製品に含まれる化学物質に目を向けましょう
- 農薬、化学肥料、殺虫剤、塗料など、化学物質を含む製品の使用量を守るとともに、できるだけ使用量を削減しましょう
- 化学物質を含む製品を廃棄する際には、販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼しましょう
- 有害物質の発生などを防止するため、ごみの野焼き（自家焼却）は止めましょう
- 農薬、化学肥料、殺虫剤、塗料など、化学物質を含む製品の使用量を守るとともに、できるだけ使用量を削減しましょう

## 【環境施策】 4 - 5 廃棄物対策とリサイクルの推進

- 廃棄物の減量・再資源化・適正処理を進めるとともに、不法投棄対策を進めます

### 目 標

1人1日あたりのごみ排出量を 950g への削減を目指します  
リサイクル率 30.0%を目指します

#### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
1人1日あたりのごみ排出量の減少(g/人・日)	1076	990 (H32年度)	950	生活環境課
資源化率(リサイクル率)の向上(%)	13.7	19.0 (H32年度)	30.0	生活環境課
不法投棄件数の減少(件)	198	150 (H31年度)	100	生活環境課
市民クリーンデー及び行政区美化活動の展開(実施回数の増加)(回)	26	33	42	生活環境課

### 推進方針

廃棄物の減量・再資源化・適正処理を推進するとともに、環境教育を推進し、資源化率の向上を推進します。また、不法投棄対策を推進します

#### [ 主要施策 ]

##### 4-5-1 人材育成と市民、事業者、市の連携推進

施策項目	主な取組	主体
人材育成・普及啓発計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報や市ホームページを活用し、リサイクルやプレサイクルの考え方を周知します</li> <li>● 隣組未加入者や集合住宅居住者へごみの適正分別などへの協力を推進します。</li> <li>● ごみの減量化や資源化に取り組める将来性世代育成のため、小中学校で環境教育を推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(生活環境課)</li> <li>● 市民</li> <li>● 県</li> <li>● 関連機関</li> <li>● 関係団体</li> </ul>
不法投棄の監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不法投棄監視カメラを設置します</li> <li>● 不法投棄監視員を拡充します</li> <li>● 市民クリーンデー及び行政区美化活動を展開します</li> </ul>	

#### 4-5-2 ごみの発生抑制・再利用・再生利用

施策項目	主な取組	主体
ごみの排出抑制に向けた取組推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの排出抑制へ向けた取組として、市民や事業者による生ごみの水切りや堆肥化の取組を推進します</li> <li>● マイバッグ持参やレジ袋の有料化等を推進し、レジ袋の削減を促進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（生活環境課）</li> <li>● 市民</li> <li>● 県</li> <li>● 関連機関</li> <li>● 関係団体</li> </ul>
適正分別の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正分別に向けた取組として、紙ごみの分別徹底及び簡易包装を推進します</li> <li>● 家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック等による分別を推進します</li> </ul>	

#### 4-5-3 環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

施策項目	主な取組	主体
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ焼却施設基幹的設備改良工事を実施（H27～H30）します</li> <li>● 中間処理施設でのごみの適正処理と計画的な運営管理を推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（生活環境課）</li> <li>● 市民</li> <li>● 県</li> <li>● 関連機関</li> <li>● 関係団体</li> </ul>
最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最終処分場のかさ上げ工事を実施（H29 予定）します</li> <li>● 最終処分場の新設を推進します</li> </ul>	

#### 4-5-4 ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

施策項目	主な取組	主体
中・長期的なごみ処理体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源化を向上するために、プラスチック製容器包装等の収集や、小型家電の収集を積極的に推進します</li> <li>● 新たな資源化として、剪定枝等のチップ化によるバイオマス 資源化や、落葉、雑草、剪定枝等の堆肥化方法等を推進します。また、今後の復興状況と合わせながら、食品廃棄物の肥料化や飼料化を推進します</li> <li>● 高齢者や障がい者世帯への戸別回収等を推進します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（生活環境課）</li> <li>● 市民</li> <li>● 事業者</li> <li>● 県</li> <li>● 関連機関</li> <li>● 関係団体</li> </ul>

バイオマス：海藻や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなど、生物体（バイオマス）によるエネルギー、また、そのエネルギーを利用することをいう。

## [ 市の環境配慮方針 ]

- 排出されたごみの適正処理・処分を行います
- ごみ処理に係る事業費の削減のため、各種取組を実施します
- ごみの減量、資源化に係る計画や目標の設定等、市民・事業者に対する取組を支援します
- ごみ処理事業の現状、技術的知見の把握・集約に努め、市民、事業者に必要な情報を積極的かつ明確に提供します
- ごみや資源物の循環利用に係る支援等を行います
- 廃棄物の減量・再資源化、不法投棄対策に関する適切な指導を担います
- 通常の事務事業からのごみの削減に努めるとともに、イベント等の実施の際にもできるだけごみを出さないようにします
- 再生材・間伐材の活用や再生可能な建築材料の使用に努めます
- 両面コピーの徹底、再生紙の利用、電子メール・庁内 LAN の活用などにより、用紙類の使用段階での削減に努めます
- 不用になった事務用品や什器の再利用に努めます
- 庁舎や公共施設での分別を徹底し、資源物のリサイクルに努めます
- コンクリート塊の再資源化、剪定枝のコンポスト化などにより、廃棄物の適正処理とリサイクルを推進します
- 物品の調達の際には、リサイクル製品やリサイクルシステムの確立された商品を利用するなど、グリーン調達に努めます
- 小中学校において、ごみ問題についての環境学習を推進します
- ごみ処理施設の適正管理を行います
- 公共工事におけるごみの不法投棄を防ぎます

## [ 市民の環境配慮方針 ]

- ごみを減らす工夫を日常的生活で心がけ、ごみをできる限り出さないライフスタイルを実践しましょう
- 購入した商品を長く使用するほか、商品選択時には繰り返し使用できる商品や環境に配慮した再生品を選択しましょう
- 市、事業者の行う取組に積極的に参加しましょう
- 過剰包装は断りましょう
- マイバッグやマイバスケットを利用し、ごみになるものはもらわないようにしましょう
- 市の報奨金制度を活用し、台所から出る生ごみを堆肥にしましょう
- ごみに出す前に再利用を考えましょう
- 再生紙などの再生製品やリターナブルびんなど、再利用可能な製品を利用しましょう
- 使い捨ての商品の利用を減らし、詰め換え商品の購入を心がけましょう
- ごみ問題に関する学習の機会に積極的に参加しましょう

## [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 原材料の選択や加工過程を工夫、容器包装の簡素化等を行い、排出抑制を推進しましょう
- 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理に努めましょう
- 一般廃棄物は、クリーン原町センターに直接持ち込むか、一般廃棄物処理許可業者に処理を依頼しましょう。産業廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に収集・運搬や処分を委託しましょう
- 業務提携の際には、環境に配慮している取引先を選択しましょう。
- 製品の再生利用等の取組を事業者間で連携して行う等の循環利用を推進しましょう
- 耐久性に優れた商品の製造又は販売、故障時の修理体制の整備、長く使用するために必要な情報提供等を積極的に行いましょう
- 自らが製造・販売等を行った製品や容器等がごみとなったものについて、可能な限り自主的に引き取りを実施し、循環利用を推進します。事業活動において、ごみの減量化・再資源化、有機資源循環に努めましょう
- 両面コピーの徹底、再生紙の利用などにより、用紙類の使用段階での削減に努めましょう
- 原料として、再生資源を積極的に利用しましょう
- 建設資材は、再生品や再利用の可能なものを選択しましょう
- 物品の調達の際には、できるだけリサイクル製品を利用するほか、グリーン調達を行いましょう
- リサイクル製品、長期使用可能な製品や省エネ製品の開発、製造及び販売を行いましょう
- 使用済み製品の回収を進め、部品の再利用を図りましょう
- ライフサイクルアセスメント(LCA)を行って、環境への負荷の少ない製品の製造に努めましょう
- ごみ問題に関する学習の機会に積極的に参加しましょう

## 環境目標 5 地球環境や地球温暖化を考え地域で行動する

環境問題を地球規模で考えながら、自らの環境にやさしい暮らしや、行動の実践により、地球環境の改善に貢献していきます。

### 【環境施策】 5 - 1 省エネルギーの推進

- 省エネルギーを推進し地球温暖化防止（二酸化炭素の排出抑制）に貢献します
- 緑の適正管理や積極的な緑化により地球温暖化防止（二酸化炭素の吸収）に貢献します

## 目 標

地球環境への負荷軽減と地球温暖化の防止を地域での行動により貢献していきます  
省エネルギーの推進により、二酸化炭素排出量を、2030 年度に 2013 年度比で 26%削減を前倒しで実現を目指します

### 総合指標

指標	現状値 2015(平成 27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
省エネルギーの推進による南相馬市の二酸化炭素排出量の削減 (t-CO2)	479,000 (H25 年度) 環境省による	420,000	391,000	生活環境課

## 推進方針

地球温暖化防止（二酸化炭素の排出抑制）を目的に、省エネルギーを推進します  
地球温暖化防止（二酸化炭素の吸収）を目的に、緑の適正管理や積極的な緑化を推進します

### [ 主要施策 ]

#### 5-1-1 省エネルギーの推進（エネルギー利用の削減、有効利用）

施策項目	主な取組	主体
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化の防止に向け、省エネルギー対策を市が率先実行するとともに、市民・事業者に呼びかけます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市（生活環境課、新エネルギー推進課）</li> <li>● 市民</li> <li>● 事業者</li> <li>● 関係機関</li> <li>● 関係団体</li> </ul>
環境学習の推進と環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネルギー活動の自主的な取組みを促進するため、環境学習を推進するとともに、市ホームページ等の活用を図り、環境情報を市民・事業者へ提供します</li> </ul>	



### 5-1-2 省資源の推進

施策項目	主な取組	主体
省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資源を種々の原料として、積極的に利用します</li> <li>エコマーク商品など、環境にやさしい商品の購入を市が率先実行するとともに、市民・事業者に呼びかけます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>関係機関</li> <li>関係団体</li> </ul>

### 5-1-3 オゾン層の保護

施策項目	主な取組	主体
工場・事業場に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場に対して、フロン等のオゾン層破壊物質の管理徹底とフロン回収法などに基づく適切な廃棄処理を、県と連携しながら指導します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>県</li> <li>関係機関</li> </ul>
オゾン層を破壊するフロンの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷蔵庫やエアコンなどの廃棄については、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」などに基づく適切な処理を徹底します</li> </ul>	

#### [ 市の環境配慮方針 ]

- 地球温暖化防止（二酸化炭素の排出抑制・吸収）に関する適切な情報提供を担います
- オゾン層の保護に関して、適切な指導を担います
- 事務事業において、省エネの推進や環境負荷がより小さい燃料への変更に努め、地球温暖化防止（二酸化炭素の排出抑制）に努めます
  - 電気、ガソリンや重油などのエネルギーを節約します
  - 室温は、冷房時 28℃、暖房時 20℃ を目安にします
  - 公用車の適正な運行や公共交通機関の積極的な利用に努めます。通勤の際にも、公共交通機関や自転車の利用、相乗りを推奨し、マイカーの使用を控えます
  - 急発進や空ぶかしをせず環境にやさしい運転に努めます
  - ノーマイカーデーやエコドライブ運動を実施します
  - 公用車の低公害車導入を推進します
  - 自動販売機は夜間の稼働を自粛し、エネルギー消費のより少ない機種を選択します
- 市役所や公共施設の整備、改修においては、省エネルギー・省資源に配慮した整備を図ります
- 緑のカーテンや緑陰を形成し、二酸化炭素の吸収を促進する緑化に努めます
- フロンガス使用機器の把握と管理を徹底します

## [ 市民の環境配慮方針 ]

- 日常生活において、電気、ガス、ガソリン、灯油などのエネルギーを節約し、省エネルギーを心がけましょう
  - ・室温は、冷房時 28 、暖房時 20 を目安にしましょう
  - ・徒歩及びバスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの使用を控えましょう
  - ・急発進や空ぶかしをしないで、環境にやさしい運転を心掛けましょう
  - ・ノーマイカーデーやエコドライブ運動に参加しましょう
- 家の建替えやリフォームにおいて、環境に配慮した設備の導入や建物の仕様を選択しましょう
- 製品の購入（車や家電製品の購入や買い換え）では、省エネ型を選択しましょう
- 緑のカーテンや緑陰を形成し、二酸化炭素の吸収を促進する緑化をしましょう
- 環境家計簿をつけて、家庭での二酸化炭素の排出を調べてみましょう
- 冷蔵庫やエアコンを廃棄する際には、必ず販売店または許可業者に引き取ってもらいましょう

## [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 事業活動において、電気、ガス、ガソリンや重油などのエネルギーを節約し、省エネルギーを心がけましょう
  - ・自然エネルギーを利用したり、コージェネレーションを導入したりするなど、エネルギーの有効利用に努めましょう
  - ・通勤の際には、公共交通機関や自転車の利用、相乗りを推奨し、マイカーの使用を控えましょう
  - ・急発進や空ぶかしをせず環境にやさしい運転を心掛けましょう  
ノーマイカーデーやエコドライブ運動に参加しましょう
  - ・事業所の建替えや改修において、環境に配慮した設備の導入や建物の仕様を選択しましょう
  - ・製品の購入では、省エネ型の製品を選択しましょう
- 緑のカーテンや緑陰を形成し、二酸化炭素の吸収を促進する緑化をしましょう
- 室温は、冷房時 28 、暖房時 20 を目安にしましょう
- 物流の効率化を図り、車両走行量を抑制しましょう
- 車の購入の際には、低公害車を導入しましょう
- 事業活動において、オゾン層の保護を目的に、フロン等の徹底管理を行いましょう
- フロンガス及び代替フロンの使用量削減と管理の徹底に努めましょう
- フロンガス回収法などの規定を守るとともに、フロンガス回収に積極的に協力しましょう

---

エコマーク：(公財)日本環境協会が認定する、さまざまな商品（製品およびサービス）の中で「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルのこと。

## 【環境施策】 5 - 2 再生可能エネルギーの導入

- 化石燃料、原子力に依存しないエネルギー利用を進めます

### 目標

消費電力量に対する再生可能エネルギーによる発電量の比率 75%の実現を目指します

#### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
再生可能エネルギーの 導入比率の増加(%)	13.4	64.0	75.0	新エネルギー 推進課

### 推進方針

化石燃料、原子力に依存しないエネルギー利用を進めます

#### 【主要施策】

##### 5-2-1 再生可能エネルギーの導入(太陽光、風力、バイオマス等)

施策項目	主な取組	主体
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電システムや、風力、バイオマスなどの利用促進により、エネルギーの有効利用を図るよう、市が率先して導入するとともに、市民・事業者呼びかけます。また、公共施設においては、再生可能エネルギーの利用設備の設置に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(新エネルギー推進課)</li> <li>● 市民</li> <li>● 事業者</li> <li>● 県</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

#### 【市の環境配慮方針】

- 再生可能エネルギーの導入に関する適切な情報提供を担います
- 再生可能エネルギーを使用する市民・事業所を補助制度などで支援します
- 市役所や公共施設の整備、改修においては、再生可能エネルギー設備の導入に努めます

#### 【市民・事業者の環境配慮方針】

- 建物の建て替え時には、再生可能エネルギー設備を導入しましょう

再生可能エネルギーの導入比率：年間の電力消費量に対する再生可能エネルギーによる発電量の比率  
 太陽光発電システム：太陽の光エネルギーを受けて発電した直流電力を電力会社と同じ交流電力に変換し、家庭内の家電製品に電気を供給するシステム。発電電力が消費電力を上回った場合は、電力会社へ逆に送電して電気を買って取ってもらうことができる。反対に、曇りや雨の日など発電した電力では足りない時や夜間などは、従来通り電力会社の電気を使用する。

## 環境目標 6 自然環境とともに形成された文化の継承

豊かな自然とともに生まれ、形成された地域の歴史的資源を保全・活用していくことで、その空間的・環境的価値を継承していきます。

### 【環境施策】 6 - 1 歴史的文化的環境の保全

- 自然環境とともに育まれてきた地域の歴史的文化的財の保全・活用を図ります

## 目 標

歴史文化基本構想を策定し、文化財とその周辺環境を総合的に保全活用するための道標とします

### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
文化財の保存活用計画・方針を策定した文化財数(件)	0	6	10	文化財課

## 推進方針

自然環境とともに育まれてきた地域の歴史的文化的財の保全・活用を図ります

### [ 主要施策 ]

#### 6-1-1 地域の歴史的文化的の保全

施策項目	主な取組	主体
歴史文化基本構想の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財とその周辺環境を総合的に保全活用するために歴史文化基本構想の策定に取り組みます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(文化財課)</li> <li>● 県</li> <li>● 関係団体</li> </ul>
史跡・文化財の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境と一体となっている史跡・文化財の保全活用に努めます。特に、「浦尻貝塚」、「真野古墳群」、「桜井古墳」などの国指定の史跡、「大悲山の大スギ」などの県指定の天然記念物、津波被害を乗り越えた「マルバシヤリンバイ自生地」や「北右田のタブノキ樹林」などの文化遺産を周辺環境と一体となって保全整備し、歴史的環境・景観の形成に努めます</li> </ul>	
郷土の伝統芸能の継承・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域への愛着を育むため、古くから伝承、保存されてきた郷土文化や伝統芸能の保護・継承に努めます</li> </ul>	

### [ 市の環境配慮方針 ]

- 文化財の保全・保護に関する適切な指導を担います
- 文化財とその周辺環境を総合的に保全活用するための道標を定めます
- 郷土文化や伝統芸能の継承に努めます
- 公共工事においては、歴史的環境に配慮した事業の実施に努めます

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 地域の歴史的文化財の保全・活用、伝承・保存を通じて、地域環境の保全に努めましょう
- 文化財散策を通して、地域の自然、歴史や文化に親しみましょう
- 地域の郷土文化や伝統芸能を継承しましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 地域の歴史的文化財の保全・活用、伝承・保存の支援を通じて、地域環境の保全に努めましょう

## 環境目標 7 みんなで環境を創りなおす

市・市民・事業者が協力し、今、そして未来に向けて環境を創りなおします。

### 【環境施策】 7 - 1 環境教育と情報提供

- 自環境教育や情報提供の場や機会を創出します

## 目 標

環境に関する調査、観察会を再開し、年間 3,000 人の参加を目指します

### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
環境に関する調査、観察会及び出前講座等への参加者数の増加(人/年)	-	2,000	3,000	生活環境課

## 推進方針

学校、家庭、地域や職場など、さまざまな場における、環境教育・環境学習を推進します

### [ 主要施策 ]

#### 7-1-1 環境教育・環境学習の推進

施策項目	主な取組	主体
学校における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の世代を担う児童・生徒への環境教育の実施・充実を図ります。自然観察やごみ分別などの体験を通して、自然の大切さや人間と環境との関わりについての関心と理解を深め、行動にむすびつくような環境教育をめざします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(生活環境課)</li> <li>● 市民</li> <li>● 事業者</li> <li>● 関係機関</li> </ul>

#### 7-1-2 市民への普及啓発

施策項目	主な取組	主体
環境情報システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境モニタリングデータの公開等、インターネットを利用した環境情報システムの整備を検討します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(生活環境課)</li> <li>● 市民</li> <li>● 事業者</li> <li>● 関係機関</li> <li>● 関係団体</li> </ul>
環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境情報システムや広報を利用し、環境の現状や環境への負荷の低減手法を周知するとともに、環境教育・環境学習、市民・市民団体間の交流等を支援します</li> </ul>	

環境調査への 市民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意識啓発のため、市民による環境調査を企画、支援します</li> </ul>	
-------------------	--	--

### [ 市の環境配慮方針 ]

- 学校教育や社会教育の場面において、環境教育の主体的な役割を担います
- 国、県や商工団体などの情報収集に努めます
- 職員の環境研修や環境教育に努めます
- 市民や事業者が必要とする環境情報を構築・提供し、環境に配慮した暮らしや事業の意識啓発に努めます
- 姉妹都市（米国オレゴン州ペンドルトン市）などとの国際交流の際には、環境に関する情報交換を図ります
- リサイクル活動や緑化活動など、職員の自主的環境活動を支援します
- 施設見学を受け入れるなど、施設を学習の場として市民に提供します

### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 環境教育を通じて人間と環境との関わりについての正しい認識を持ち、自らの責任ある行動を持つことに努めましょう
- 家庭で、環境問題を話し合いましょう
- 広報に掲載される環境関連情報を活用しましょう
- 市のホームページへアクセスしましょう
- 図書館で、環境関連図書を活用しましょう
- 本やテレビ、新聞などを通して、環境情報に目を向けましょう
- 出前講座等の環境学習の場を積極的に活用しましょう

### [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 環境教育を通じて人間と環境との関わりについての正しい認識を持ち、自らの責任ある行動を持つことに努めましょう
- 広報に掲載される環境情報を積極的に活用しましょう
- 市のホームページへアクセスしましょう
- 国、県や商工団体などの情報に気を配りましょう
- 社内報に環境情報を積極的に掲載しましょう
- 社内回覧により、環境配慮の徹底を呼び掛けましょう
- 従業員への環境研修や環境教育を積極的に行いましょう

## 【環境施策】 7 - 2 市・市民・事業者による環境保全活動の推進

- 被災後、休止していた環境保全活動を再開します
- 環境保全のうえで共通的基盤的な施策手法である環境影響評価、規制的措施、助成措置、基金の充実などを進めます

### 目 標

ISO14001 及びエコアクション 21 認証取得事業所数を 18 事業所への増加を目指します  
ボランティア活動を活性化させ、みんなで環境を創りなおします

### 総合指標

指標	現状値 2015(平成27) 年度	目標値		担当課
		2020(平成 32)年度	2024(平成 36)年度	
ボランティア団体数の増加(団体)	51	60	70	社会福祉課 (社会福祉協議会)
ISO14001 及びエコアクション 21 の認証取得事業所数(事業者)の増加(事業所)	12 (H28.7.31)	18	25	生活環境課

### 推進方針

環境に配慮した事業展開を推進します  
被災後、休止していた環境保全活動を再開します

## 【主要施策】

### 7-2-1 市民・事業者の環境保全活動の推進

施策項目	主な取組	主体
市民や市民団体の自主的な活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民や市民団体の自主的な活動を促進するため、生涯学習センター等の活動場所の提供を行うとともに、広報によるイベント情報の提供や活動報告の紹介などの支援に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市(生活環境課)</li> <li>● 市民</li> <li>● 事業者</li> <li>● 関係団体</li> </ul>
事業者の自発的な活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境マネジメントシステム(ISO14000 シリーズ)や環境活動評価プログラム(エコアクション 21)などの普及を事業者に呼びかけます。また、ライフサイクルアセスメント(LCA)などの新たな取組みについて情報の提供を行います</li> </ul>	
こどもの環境保全活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもエコクラブに代わる組織設立や活動を支援するため、指導者の育成や交流の促進を図ります</li> </ul>	



### 7-2-2 人材の育成と交流の促進

施策項目	主な取組	主体
ボランティア活動・NPO活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉、教育、文化、スポーツ、交流、防災、人権、環境など多様な分野の各種団体との連携を図り、幅広い市民のボランティア活動やNPO活動への参加を促すとともに、各種団体活動への支援の充実を図って市民相互が共に支えあう市民自治のまちづくりの推進に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> <li>県</li> <li>関係機関</li> <li>関係団体</li> </ul>
環境活動リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の環境活動の指導者やリーダー（まちづくりリーダー等）を育成するため、講演会や学習の機会の提供に努めるとともに、環境活動リーダーの登録制度の検討を行います</li> </ul>	
環境活動における市民、事業者及び市の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境活動における市民、事業者及び市の交流を促進するため、生涯学習センター等の活動場所や情報の提供を行います</li> </ul>	

### 7-2-3 環境に関する実態把握（「南相馬市の環境」の充実）

施策項目	主な取組	主体
「南相馬市の環境」の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南相馬市の環境」の項目を増やし、環境基本計画の年次評価との整合を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> </ul>

### 7-2-4 環境影響評価の推進

施策項目	主な取組	主体
環境影響評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」に基づき、県と連携しながら環境影響評価の推進に努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> <li>事業者</li> <li>県</li> <li>関係機関</li> </ul>

ライフサイクルアセスメント：LCAと略される。製品の原料入手から生産、販売、廃棄までのトータルな環境負荷を  
 ぶんせきすること。省資源・省エネルギーを推進する方法として注目をあつめている。

### 7-2-5 助成措置

施策項目	主な取組	主体
助成措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷低減のための施設整備その他の適切な措置をとることを後援することにより、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認められるときには、適正な助成その他の措置を講ずるように努めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> <li>市民</li> <li>事業者</li> </ul>

### 7-2-6 基金の充実

施策項目	主な取組	主体
基金の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育も視野に入れた「教育振興基金」や、自治による環境保全活動にも寄与しうる「自治振興基金」等の基金の充実を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（生活環境課）</li> <li>市民</li> <li>関係機関</li> </ul>

#### [ 市の環境配慮方針 ]

- 市・市民・事業者が参加する環境保全活動の企画・運営を担います
- 市民やNPO、事業者の自主的な環境保全活動を支援します
- 市・市民・事業者が必要とする、環境の保全に対する取り組みを支援するための制度を構築・運用します
- 環境に配慮した公共工事を実施します
  - 事業目的や事業区域、工期などを勘案し、構想段階における環境への配慮に努めます
  - 既存施設の有効活用を心がけます
  - 事前の環境調査を実施します
  - 施工計画書などの提出書類は、両面コピーの多用による用紙類の使用削減、再生紙の利用促進など、環境配慮に努めるよう指導します
  - 施工期間の長期化や重複工事などの回避に努めます
  - 請負者から作業員まで、施工に関わるすべての者の環境意識の向上に努めます
  - 施工計画書への環境対策の記載を指導します
- 工事実施箇所の環境監視に努めます

#### [ 市民の環境配慮方針 ]

- 環境活動や調査を通じて人間と環境との関わりについての正しい認識を持ち、自らの責任ある行動を持ちましょう
- リサイクル活動、緑化活動、環境美化活動など、地域の環境保全活動に、積極的に参加しましょう
- 環境活動リーダーとして、地域で活動しましょう

## [ 事業者の環境配慮方針 ]

- 環境活動や調査を通じて人間と環境との関わりについての正しい認識を持ち、自らの責任ある行動を持ちましょう
- 市の支援を受け、環境の保全に対する取り組みを実施しましょう
- 環境に配慮した事業認証取得（環境マネジメントシステム（ISO14001）や環境活動評価プログラム（エコアクション21）等）に取り組みましょう
- 環境保全活動の企画・運営に努めましょう
- 環境活動リーダーとして、積極的に地域で活動しましょう
- 工場見学を受け入れるなど、施設を学習の場として市民に提供しましょう
- 環境活動評価プログラムを積極的に利用しましょう



# 施策体系

望ましい  
環境像

健全で恵み豊かな環境をみんなのちからで再生し、

将来に引き継いでいくまち南相馬市

環境目標	環境施策	主要施策	平成29年度 平成36年度 総合指標数値目標			
			総合指標	現状値 (H27年度)	中間年 (H32年度)	最終年 (H36年度)
環境目標1 放射線対策の推進	1-1 環境回復活動の推進	1 環境回復活動の推進 2 除去土壌等の仮置場からの搬出の加速化	・放射線についての不安・心配の減少(%)	45.1	30.0	20.0
	1-2 市民の不安軽減	3 環境放射線モニタリング調査の実施と情報発信 4 農産物・飲料水などの放射性物質モニタリング調査による食の安全確保 5 心身の健康管理 6 放射線教育の推進	・放射線に関する講習会の受講者数の増加(人) ・18歳以下内部被ばく検診の受診率の向上(%) ・19歳以上内部被ばく検診の受診率の向上(%)	1,082 61.2 5.8	2,000 100.0 20.0	2,000 100.0 15.0
環境目標2 豊かな自然の再生と創造	2-1 緑の保全と創造	7 屋敷林、社寺林の保全と保護 8 河川敷や海辺の緑化 9 森林の再生	・市民植樹祭及び植樹活動の実施回数の増加(回/年)	5	10	10
	2-2 生物多様性の確保	10 野生生物の生息空間の保全と保護	・動植物等継続調査箇所数(箇所)	30	32	32
	2-3 水辺環境の復元と創造	11 多自然型水路の保全と創出 12 新たな開放水域における生態系の創造	・多自然型水路保全や水辺復元の累計整備箇所数(箇所)	3	4	4
	2-4 農地の再生と創造	13 農地の再生 14 農地の保全と整備 15 有害鳥獣対策の推進	・農用地面積の維持(ha)	7,272	7,100	7,000
	2-5 自然との触れ合いの場の創出	16 市民参加の維持管理体制の確立 17 遊歩道の整備 18 都市・農村交流の推進	・農家民宿数の増加(件)	6	8	10
環境目標3 快適で環境にやさしい都市環境の創造	3-1 公園等の拡充	19 公園・緑地等の整備 20 市街地の宅地や事業所の緑化 21 道路沿いの緑化	・都市公園面積の増加(m <sup>2</sup> /人) ・公園等の施設緑地面積の増加(m <sup>2</sup> /人)	17.53 26.5	30以上 30以上	30以上 30以上
	3-2 景観の保全	22 街並みづくり 23 環境美化の推進	・緑豊かな景観づくり事業(実施箇所数の増加)(箇所)	34	37	40
	3-3 空き家対策	24 空き家対策	・空き家に関する苦情数の減少(件)	35	25	20
環境目標4 安全で安心な生活環境の保全	4-1 大気環境の保全	25 固定発生源(事業所等)対策 26 移動発生源(自動車排出ガス)対策 27 悪臭に関する発生防止対策	・大気環境基準達成率の向上(%)	80	100	100
	4-2 騒音・振動対策	28 工場・事業場に対する指導強化 29 道路沿道での騒音・振動対策	・環境騒音に係る環境基準達成率の維持(%) ・騒音苦情件数の減少(件/年) ・住まいの近隣環境の向上(%)	100 26 55.3	100 20 60	100 15 65
	4-3 水環境と水循環の保全	30 安全な飲料水の供給 31 水質汚濁の防止 32 水循環の確保	・汚水処理人口普及率の増加(%) ・補助金利用累計設置基数の増加(基) ・公共用水域の環境基準達成率(大腸菌群数)の向上(%)	77.3 326 42.8	82.4 1,326 71.4	85.0 1,778 100
	4-4 化学物質の安全対策・土壌汚染対策	33 化学物質の適正管理 34 土壌汚染の適正処理 35 化学肥料や農薬の使用量低減及び有機肥料の利用促進	・土壌汚染指定区域の減少(箇所)	1	0	0
	4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進	36 人材育成と市民、事業者、市の連携推進 37 ごみの発生抑制・再利用・再生利用 38 環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築 39 ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築	・ごみ排出量の減少(g/人・日) ・資源化率(リサイクル率)の向上(%) ・不法投棄件数の減少(件) ・クリーンデー及び行政区美化活動の展開(実施箇所数の増加)(回)	1,076 13.7 198 26	990 19.0 150 33	950 30.0 100 42
環境目標5 地球環境や地球温暖化を考え地域で行動する	5-1 省エネルギーの推進	40 省エネルギーの推進省資源の推進(エネルギー利用の削減、有効利用) 41 省資源の推進 42 オゾン層の保護	・南相馬市の二酸化炭素排出量の削減(千t-CO <sub>2</sub> )	479 (H25年度)	420	391
	5-2 再生可能エネルギーの導入	43 再生可能エネルギーの導入(太陽光、風力、バイオマス等)	・再生可能エネルギーの導入比率の増加(%)	13.4	64.0	75.0
環境目標6 自然環境とともに形成された文化の継承	6-1 歴史的文化的環境の保全	44 地域の歴史的文化的の保全	・文化財の保存活用計画・方針を策定した文化財数(件)	0	6	10
環境目標7 みんなで環境を創りなおす	7-1 環境教育と情報提供	45 環境教育・環境学習の推進 46 市民への普及啓発	・環境に関する調査、観察会及び出前講座等への参加者数(人/年)	-	2,000	3,000
	7-2 市・市民・事業者による環境保全活動の推進	47 市民・事業者の環境保全活動の促進 48 人材の育成と交流の促進 49 環境に関する実態把握(「南相馬市の環境」の充実) 50 環境影響評価の推進 51 助成措置 52 基金の充実	・ボランティア団体数の増加(団体) ・ISO14001及びエコアクション21の認証取得事業所数(事業者)の増加(事業所)	51 12 (H28.7.31)	60 18	70 25

# 第7章



# 第 7 章 計画の進行管理

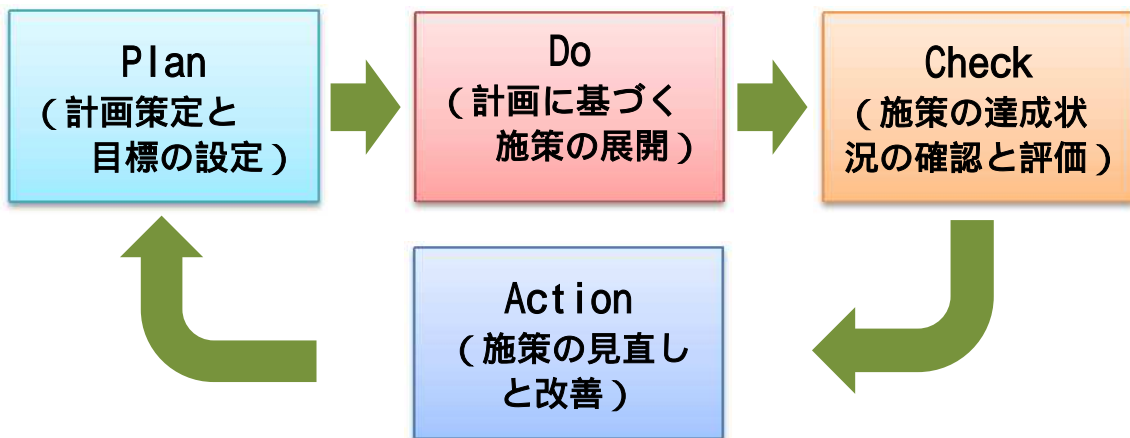
## 1 . 計画の進行管理

本計画で構築した「望ましい環境像」の実現に向けては、この計画に基づく施策の推進と、市、市民及び事業者の自主的かつ積極的な取組みが重要となってきます。

計画は、策定後の実効性の確保が非常に重要となってきます。そのため、本計画に係る進行管理システムと組織体制を整備します。

計画の進行管理に当たっては、南相馬市環境基本計画（Plan） 計画に基づく施策の推進（Do） 計画の進ちょく状況の点検（Check） 点検結果の計画への反映（Action）というサイクルを継続する進行管理システムを整備します。

図表 PDCA マネジメントサイクルに基づく進行管理



### ( 1 ) 第 2 次南相馬市環境基本計画（Plan）

本計画は、望ましい環境像、環境施策、主要施策などを示します。

### ( 2 ) 計画に基づく施策の推進（Do）

市は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を推進します。

施策の推進に当たっては、生活環境課が事務局となり、市、市民、事業者が一致協力し、市民の意見の反映を図ります。

### ( 3 ) 計画の進捗状況の点検（Check）

#### ア）環境の現状及び環境指標値の点検

環境審議会において、毎年環境の現状及び環境指標値を点検し、望ましい環境像及び環境施策ならびに環境指標の達成状況を把握します。

### イ) 主な施策の推進状況を点検

主な施策の推進状況を所管課が点検します。

### ウ) 市民への公表

「広報 みなみそうま」、インターネット等により、市民に公表します。

### エ) 計画への点検結果の反映 (Action)

計画の進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しの際に反映させます。

## 2. 計画推進の組織体制

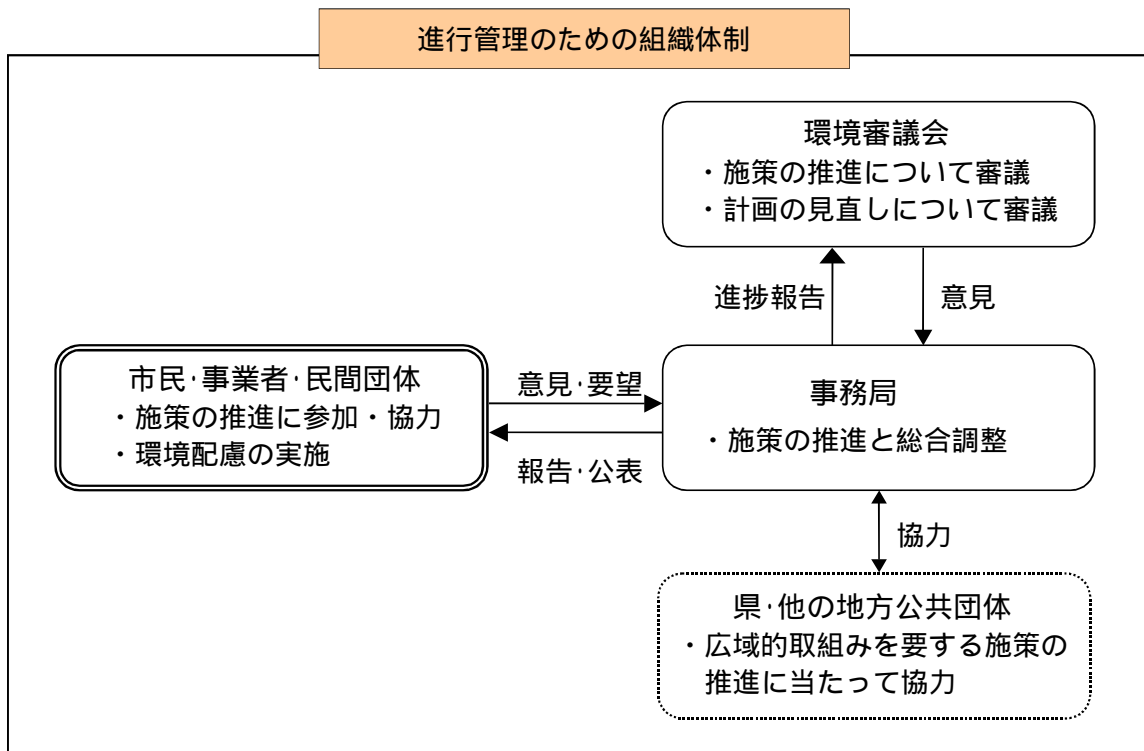
本計画の進行状況を管理するための組織体制は、以下のとおりとします。

### (1) 環境審議会

環境審議会では、本市における継続的な環境の保全及び改善に取り組むための施策や計画の見直し等の審議を行います。

### (2) 事務局

事務局では、環境の保全に関する施策の推進及び総合調整を行います。



## 3. 計画の見直し

本計画は、平成 36 年度 (2024 年) までを計画期間としますが、今後の社会経済状況や市民意識の変化などに適切に対応するため、おおむね 4 年ごとに計画の見直しを行うこととします。



白紙ページ